

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1. 設置の趣旨及び必要性	
(1) 「観光まちづくり学部」の設置理念と背景	3
(2) 「観光まちづくり学部」設置の目的と養成する人材像	6
(3) 観光まちづくり学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	8
2. 学部・学科等の特色	
(1) 観光まちづくり学部・観光まちづくり学科の果たす役割	10
(2) 地域から始まる観光まちづくりの構築	11
(3) 地域への観光まちづくりの提案・実践に向けた課題解決型教育	11
(4) 多様な専門領域を持つ教員構成	12
(5) 地域連携の強化を目的とした「地域マネジメント研究センター」の設置	12
3. 学部・学科等の名称及び学位の名称	
(1) 観光まちづくり学部観光まちづくり学科の名称及び学位の名称	14
(2) 英訳名称	14
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	
(1) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	16
(2) 共通教育科目	18
(3) 専門教育科目	20
5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	
(1) 観光まちづくり学部の教育方法・履修指導の基本的考え方	25
(2) 観光まちづくり学部の教育方法―授業方法、授業クラスの規模、配当年次等について―	29
(3) 観光まちづくり学部の履修指導	36
(4) 卒業要件	39
(5) 履修モデル	41
6. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習をする場合の 具体的計画	45
7. 取得可能な資格	46

8. 観光まちづくり学部の入学者選抜の概要	
(1) 観光まちづくり学部のアドミッション・ポリシー	47
(2) 選抜方法（入試制度）	47
(3) 選抜体制	50
9. 教員組織の編成の考え方及び特色	
(1) 観光まちづくり学部における教員組織編成の基本方針	52
(2) 教員組織の年齢構成	53
10. 施設、設備等の整備計画	
(1) 校地、運動場の整備計画	55
(2) 校舎等施設の整備計画	55
(3) 図書資料及び図書館の整備計画	59
11. 管理・運営	
(1) 現在の管理・運営体制	63
(2) 学部長の役割と権限	64
(3) 観光まちづくり学部の教学面の運営体制	64
12. 自己点検・評価	
(1) 自己点検・評価の実施体制・組織	66
(2) 点検・評価項目と点検・評価の実施方法	66
(3) 國學院大學の教職員以外の者による検証	67
13. 情報の公表	68
14. 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み	
(1) 大学全体における取り組み状況	73
(2) 観光まちづくり学部開設後の取り組み	75
15. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	
(1) 教育課程内の取り組みについて	77
(2) 教育課程外の取り組みについて	77
(3) 社会的・職業的自立に関する指導を行うための体制	78
添付資料	資料1～資料22

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 「観光まちづくり学部」の設置理念と背景

ア) 「建学の精神」と「観光まちづくり学部」

國學院大學（以下「本学」という）は、明治 15（1882）年に創立された皇典講究所を出発点とし、明治 23（1890）年に同所を経営母体として設置された國學院が発展して現在に至り、令和 4（2022）年には創立 140 年を迎える私立大学である。

本学の設置理念・趣旨は、皇典講究所初代総裁である有栖川宮^{ありすがわのみやたかひと}熈仁親王の同所開齋式における『告諭』に端的に示されているとおり、学問（国学）を研究・教授するには、自国の根本（本義、本つ教）を確立することが肝要であり、自国の「国体」（国柄、歴史・文化）を知り日本及び日本人とは何かを自ら問う姿勢が必要不可欠であるとともに、かかる学問的営みを通して、国家・社会のより良き形成に寄与しうる自立した道徳性豊かな人格を育成することである。そして、建学の精神を「神道」に置き、学問の基礎を「国学」に求め、創立以来 140 年近くにわたって様々な分野に多くの有為な人材を送り出してきた。とりわけ全国の郷土研究や神道・宗教文化（祭祀・祭礼・芸能等）研究を支える学者・教育者や、全国各地の伝統文化の象徴であり、地域社会の拠り所である神社に奉仕する神職等を輩出してきたのである。

この伝統と実績をもとに、特に高齢化や少子化によって地域の伝統文化の継承が危ぶまれている近年の状況を転換し、本学の標榜する「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」に従って、地域の活性化に文化やまちづくりの面から貢献すべく、「観光まちづくり学部」の設置は構想された。

イ) 「国学」と「観光まちづくり学部」

本学が校名に冠する「国学」とは、古典研究に基づく神道や日本の歴史、文学、法制、経済のみならず、漢学や洋学などを含む日本・東洋・西洋を問わないあらゆるアプローチ（学術分野）による総合的な教育研究活動を通して日本の国柄（歴史・文化）を究明し、日本の伝統文化を闡明・体得しつつ国家や地域社会、国際社会の発展に寄与する学問であり、本学はそれを体現できる自立した人材の養成を目指すものである。

こうした国学的なまなざしは地域に対しても、より広くそして深く及ぶようになる。本学でも教鞭を執った柳田國男は、敗戦後の日本において、新国学三部作（『祭日考』『山宮考』『氏神と氏子』）を著し、神祭りの日や祀る場、日本人古来の祖霊信仰のかたちを論究することを通じて日本列島に広がる地域社会の根底にある文化のかたちを考究した。また、神職や僧侶をはじめ、町や村に住む様々な階層が担い手であった国学者たちは、地域社会の拠り所となる神社祭祀・祭礼や教育事業、社会事業などに携わり、今でいう「まちづくり」にも寄与してきた。このように、地域レベルでの新しい「国学」的研究の進展によって、

観光まちづくりにおいて活用されるべき地域社会の基層的な文化資源が、住民を中心とする地域に関わる人々の努力によって再発見・保存され、今に至っている。

他方で、「観光」の語は、『易経』にある「象曰、觀国之光、利用賓于王」（象^{しょう}にいわく、国の光を觀るは、もって王に賓たるに用うるによろし）に由来する。その意は「他国から訪れた王様を賓客としてもてなすには、我が国に在る光景をお見せするのが最良のもてなしになる」ということである。「観光」とは国の光を觀ること、もしくは国の光を觀せることを意味し、これが今日の「観光」の語源である。

本学が創立以来、神職の教育・養成を介して深く関与してきた神社界は、全国で地域社会の拠り所として機能すると同時に、神道を中心とする伝統文化・宗教文化の再発見・保存にも貢献してきた。こうした基盤のもとに、本来の語義に基づく「観光」と、地域社会を支える仕組みとを連携させることによって、より一層の地域の再生や活性化に貢献することが可能となるといえよう。そうした地域社会との連携をより深く捉えることができる点に、本学において「観光まちづくり学部」を設置する上での特徴がある。

ウ) 日本の地域が抱える課題と観光

〈地域の課題と観光や交流への期待〉

近年の日本は本格的な少子高齢化、人口減少の時代に入り、全国各地の地域の存続そのものが危ぶまれている。平成 25(2013)年 3 月の国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口を基に日本創生会議・人口減少問題検討分科会（座長：増田寛也）が独自の推計を行い、平成 26(2014)年 5 月に発表した報告『成長を続ける 21 世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」』（通称「増田レポート」）は、2040 年までに日本の 896 の市区町村が消滅する可能性があるという衝撃的な内容であった。地方の疲弊と、東京への一極集中が続くというシナリオを少しでも回避すること、また真の地方創生、つまり持続可能な地域を再構築していくことが喫緊の課題である。

地域社会の構成員が自ら居住する地域に大きな価値や生きがいを見つけ、満足して地域に住み続け、地域の豊かな歴史・文化及び自然環境を毀損することなく次世代に受け継ぐ。そして地域の経済が活性化し、地域での豊かな生活が同時に実現されなければ、持続可能な地域は成り立たない。

そのための方策として、今日、観光や交流を基軸にした地域の実現への関心が高まっている。地域が有する固有な資源としての歴史・文化、自然環境の価値に着目し、これらを地域の魅力、地域の宝として再発掘し、磨き上げることによって、地域の真の豊かさを地元の生活者に実感してもらおう。それと同時に、これらの魅力を地域外の人々にも発信し、地域への関心を高め、さらには来訪を促し、地域を支える経済に貢献してもらおうという考え方である。地域は古来、そもそも閉ざされたものではなく、外部に開かれ、多様な他者たちと交流する中で自らの文化を育んできた。そのような開かれた地域の可能性を創造的に広げる新しいまちづくりが求められている。こうしたまちづくりを進めることによって、地域の環境をさらに豊かなものにし、地域の人々が域内外の人々との多様な交流を持ちながら住み続けられる地域社会が実現するというものである。

〈観光の波及効果と訪日外国人旅行者の地方部への影響〉

令和元（2019）年の日本人及び訪日外国人旅行者による日本国内における旅行消費額は27.9兆円に及び、過去最高を記録した。このうち、日本人による旅行消費額は23.1兆円、訪日外国人旅行者（インバウンド）による旅行消費額は4.8兆円であり、日本人の消費が8割以上を占めている。さらに、そのうち6割以上が三大都市圏以外の地方部で消費されており、観光や交流が及ぼす地方経済への影響は大きい。

一方、成長が著しい訪日外国人旅行者も近年増加を続け、令和元（2019）年には3,188万人と過去最高を記録し、国内各地の経済の活性化に少なからず寄与している。近年は特に地方部への訪問が増加しており、平成30（2018）年には1,800万人と三大都市圏を上回り、6割近く（57.7%）にまで達している。さらに地方部での消費額もこの3年間で1.6倍、1兆362億円へと増加している。

そして経済的な側面だけでなく、外国人を“新しい価値発見者”として位置づけ、日本人が気づかない地域の新たな価値を発見してもらい、地域の付加価値を高めようとする地域戦略は大切な視点である。訪日外国人旅行者は、単に経済活性化のための道具ではない。そのような他者とのつながりや助け合いが地域を中長期的に豊かにするのであり、多文化共生や国際化に対する覚悟が地域の側にも求められている。

〈地域活性化戦略の柱としての観光政策〉

国を中心とした行政も観光政策に積極的に力を注ぐようになってきた。平成14（2002）年以降ビジット・ジャパン・キャンペーンを端緒に、観光立国を目指した国による施策展開が年々充実し、平成19（2007）年には観光立国推進基本法が施行されるに至った。すなわち、観光立国は平成20（2008）年に発足した観光庁だけでなく、日本政府全体の取り組みとなってきた。地方創生においては、成長戦略の柱の一つとして観光や交流が位置づけられ、観光政策は地域の活性化の有力な手段として確立しつつある。地域の課題解決を地域社会のみに任せるのではなく、地域社会と関係する外部の主体とのつながりによる解決策として、観光や交流の重要性は日増しに高まっている。観光振興の財源として平成31（2019）年に国際観光旅客税が創設されたことも大きな画期と位置づけられる。

様々な省庁においても関連した動きが進められている。たとえば、文化庁が所管する文化財保護法は平成30（2018）年に大幅に改正され、文化財の保存のみではなく活用が重要との視点から、自治体による文化財保存活用地域計画の策定や、同計画の文化庁長官による認定制度を導入した。これは文化財の活用、すなわち観光面での利用をその主要な柱としていることが明らかである。また、環境省も、主に自然保護を目的としていた国立公園行政において、利用の面にも改めて力を注ぐ「国立公園満喫プロジェクト」を進めている。

〈新型コロナウイルス感染症が観光に与える影響と今後求められる観光まちづくりによる地域戦略〉

現在は新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、訪日外国人旅行者数が激減するとともに、日本人の国内旅行も制約を受けざるを得ない状況にある。しかしながら、これまでの人類と感染症との歴史をみれば、ワクチンの普及も含めて、こうした状態は中長期

的には続かない。むしろ、インバウンドの大波が再びやって来たとき、オーバーツーリズムによって地域の環境が毀損されないための備えや、地域にとっての良き影響を一過性のものにしてしまわない、まさに観光まちづくりによる地域戦略が必要である。

そもそもインバウンドへの過度な依存ゆえに、地域経済が急速に疲弊した事象もあり、地震や台風などの自然災害と同様、観光や交流の推進は多様なリスクとも隣り合わせであるという認識が大切である。一方、新型コロナウイルス感染症の影響で、大きく旅行行動や観光志向が変容している。当面は、日本人の国内旅行を着実に回復させることが重要な課題だが、新しい生活様式を踏まえて、長期滞在及び地方回帰の潮流を地域戦略に組み込むことも重要である。

〈観光を基軸とした持続可能な地域の実現に向けた教育研究面での課題〉

このように地域の活性化に観光や交流が重要な役割を果たすことへの認識が深まり、国及び地方で様々な取り組みが進められるようになってきたが、教育研究面での課題は山積している。

たとえば、これまで我が国においては多くの場合、地域の再生及び活性化への道筋は各地域の個別の努力に委ねられており、地域資源の発掘と保全、その活用のための方法論・計画論は学問的にも確立されているとはいいがたい。

また、観光客を地域へ送る側の論理が優先されがちであり、いかに自らの地域を観光や交流の目的地として選んでもらうかといった視点からのプロモーションや差別化の論理を優先するなど、未だ観光産業の立場に立った議論が主流である。地域社会を主体とした観光や交流のあり方に関しては、近年、地域が主導して地域資源を発掘し、磨き上げ、活用する、いわゆる「着地型観光」が注目を集めつつあるが、観光産業界の主流とはなっていないのが実態である。

こうした観光に関わる方策を検討するにあたり、外部資本による観光開発への過度な依存は、地域を単なる観光消費の対象地として劣化させ、地域文化の理解を矮小化し、持続可能な地域の実現とは矛盾した帰結になるおそれも大きい。地域を支える経済の活性化に寄与すると同時に、地域の環境を守り育て、活力のある地域社会の実現につながる地につがった観光まちづくりの方法論を深化させ、そしてそれを理解し、各地で実践できる人材の養成が、今日の大きな課題となっている。

(2) 「観光まちづくり学部」設置の目的と養成する人材像

ア) 観光まちづくり学部設置の目的

本学における観光まちづくり学部の設置は、「(1)ウ) P.4」で述べた現状認識を踏まえ、本学で蓄積されてきた日本文化に関する学知を基盤に、「観光」を切り口としながら持続可能な地域を実現するための方法論を「観光まちづくり」という視点から開拓するとともに、その実践を担う人材を養成しようとするものである。

この「観光まちづくり」という用語は、平成 11 (1999) 年 4 月に当時の運輸大臣から観光政策審議会に対して諮問された「21 世紀初頭における観光振興方策について」(観光政策審議会諮問第 43 号)を受けて、同審議会内に設置された「観光まちづくり部会」の部会

名称が初出である。同部会の議論をとりまとめた『新たな観光まちづくりの挑戦』（国土交通省総合政策局観光部監修、ぎょうせい、平成14年）において、「観光まちづくり」は「地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業、人材など、地域のあらゆる資源を活かすことによって、交流を振興し、活力あふれるまちを実現するための活動」（前掲書21頁）と定義されている。

そこで本学では、「観光まちづくり」を、「地域に対する深いまなざしに基づき地域社会の現状と課題を理解し、地域資源の保全活用と地域を動かす多彩な人々の形成によって、地域を主体とした観光や交流を促すとともに、活力あふれる地域を実現すること」と概念規定し、こうした視点から、観光まちづくりに関わる方法論を開拓し、その実装に貢献できる人材の養成を目標とする。

そのためには、本学の教育研究の実績を基盤としつつも、地域社会の実体的構造や意識を実証的に分析する学問分野、そして地域環境の保全や再生を扱う学問分野との総合的融合が必要であることから、既存の学部を再編するのではなく、新規に学部を創設することとした。つまり、観光・交流を通じた持続可能な地域の形成及び振興に関する方法論を構築するとともに、豊かな教養と学識をもち、観光や交流を通じた活力あふれる地域社会の再生、活性化に貢献できる人材を育成することが、本学において「観光まちづくり学部」を設置する目的である。

したがって、観光まちづくり学部における「観光」の語には、「国学」的な視点から地域という時空間の価値を今日的な文脈のもとに再生させ、現代の「観光」を単なる物見遊山ではなく、地域の光を観せる総合的な試みとして復活させるという意味が込められている。そして「地域の光を観る」ことから始まるまちづくりに取り組む人材を養成することを目指しているのである。

地域社会が、地域内外の人をはじめ、都市的構造物、農地、自然、文化、信仰、技術など、様々な要素のネットワークとして構成されていることを想定し、本学の強みである神社界とのつながりや歴史学・民俗学等の実績に加え、地域に対する社会学的、人類学的理解を深める分野及び地域における課題解決や価値創造に都市工学的、農学的、観光的、政策学的視点からアプローチする分野が連携・融合して教育研究に取り組むことで、本学ならではの観光まちづくり学部を設置・構築することを目指している。

イ) 観光まちづくり学部が養成する人材像

〈養成する人材の基本像〉

本学観光まちづくり学部において養成する人材は、観光に関わる諸産業の担い手だけではない。基本的には、地域に対する深いまなざしに基づき地域社会の現状と課題を理解し、地域資源の保全活用と地域を動かす多彩な人々の形成によって、地域を主体とした観光や交流を促すとともに、活力あふれる地域を実現できる人材である。具体的には、観光まちづくり学部における教育を通して、社会、資源、政策・計画、交流・産業、に関する知識・技能を身につけ、地域の実情に応じた将来像を構想し、多くの人々と協働しつつ、よりよい未来へ向けての計画や提案を行い、実装に向けて行動できる意欲と能力を有した人材を養成することを目指している。

〈学生の興味や関心に応じた伸展〉

本学観光まちづくり学部では、以上のようにまちづくりから観光や交流へひろがる動きを的確にとらえ、活力あふれる地域の実現を推進することのできる人材を養成していく。そのために、観光まちづくりに関わる知識・技能とともに、実現に必要な思考力・判断力・表現力をバランス良く修得する後述のカリキュラムを基盤として用意している。その上で、学生の興味や関心に応じて、観光まちづくりに関わる以下のような側面に関する知識や技能をより深く学ぶことができるよう工夫している。

- ①社会・生活の調査と分析を通じた観光まちづくり
- ②歴史・文化の保存と活用を通じた観光まちづくり
- ③自然・環境の保護と利用を通じた観光まちづくり
- ④公共政策を通じた観光まちづくり
- ⑤空間づくりや関連する計画づくりを通じた観光まちづくり
- ⑥観光関連産業での事業・経営を通じた観光まちづくり

観光まちづくり学部の卒業生は、公務員、観光やまちづくりに関係する公的諸団体、地域の観光協会やDMO (Destination Management/Marketing Organization) の職員、さらには観光やまちづくりに関するコンサルタントやプランナー、宿泊業や旅行業、交通・運輸業、出版や放送業、商社や金融機関、不動産業、建設業、IT産業などへの従事を想定している。また地域にIターン、Uターンしてガイドやインタープリター、着地型観光業などを起業する人材など地域の再生、活性化への寄与も期待できる。

(3) 観光まちづくり学部の学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

前述した観光まちづくり学部設置の趣旨を踏まえ、観光まちづくり学部の卒業認定及び学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を以下のように定める。

【知識・技能】

- DP-A1 多様な現代社会を理解する深い教養を身につけ、観光や交流が地域にもたらす影響を多角的・批判的に理解している。
- DP-A2 地域の課題解決に向けて、地域をとりまく社会構造や社会意識の様態、資源の特性を理解し、観光まちづくりの方策としての政策・計画及び交流・産業に関する知識を身につけている。
- DP-A3 観光や交流を通じた活力あふれる地域の実現に向けて、具体的な地域の特性や課題を的確に把握・分析できる。

【思考力・判断力・表現力】

- DP-B1 学修した知識や技能を活用して、具体的な地域を対象とした観光や交流に関する施策の可能性と、それらが活力ある地域の実現にどのように貢献するかについて、理念と根拠に基づき自らの考えを述べることができる。
- DP-B2 自らの考えや他者に伝えたい事実について、その実証的根拠を明らかにして、口頭説明や文章、図表、造形物等によって表現し、適切に伝えることができる。

【主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度】

DP-C1 社会の多様性を尊重し、様々な文化的背景を持った他者との共同作業や対話を通じて自分の考えを深めることができる。

DP-C2 学修した知識や技能を活用して、現実の地域社会に働きかける実践的な態度で学ぼうとする。

以上の能力を身につけるために設けられた教育課程を履修して所定の単位を修得した者に「学士（観光まちづくり）」の学位を授与する。

なお、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを並べて一覧できる資料として3ポリシーの連関図（資料1）を添付する。

2. 学部・学科等の特色

(1) 観光まちづくり学部・観光まちづくり学科の果たす役割

平成 30 (2018) 年 11 月の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」では、まずもって大学が学修者本位の教育へ抜本的に転換しなければならないとの方針が明確にされ、そのために「学び」の質保証の再構築が何よりも重要であることが強調された。そして、その学修者たる学生の将来についていうならば、答申が行われた平成 30 (2018) 年に生まれた子供たちが大学の学部を卒業する年となる 2040 年時点の社会は、テクノロジーの変化への適応力の育成や、異文化を持った他者との接触を活かす能力、新しい形でのグローバリズムに対応可能な人材の育成が求められていると指摘されている。そこへ向けた地方創生が目指す社会としては、「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」を挙げ、そのために、「都市に出なければ教育機関や働く場所がないということではなく、生まれ育った地域で、個人の価値観を尊重して生活し、その地域を豊かなものにしていくための継続的な営みができる社会の実現が期待される」と指摘する。つまり、そのような地域社会を豊かなものにできる新しい世代を、新しい学修者本位の高等教育を通じていかに育てていくかに、観光まちづくり学部は挑戦しようとしている。

続けて、「『個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会』とは、各人が望む地域で、自らの価値観を大切に生活していくことができる社会であり、地域に住む人自らがその環境を維持し、その価値を創造していくものである。」と述べている。

さらに同答申では、大学における研究機能に関して、「地方創生にとって極めて重要な役割を担っている。それぞれの地域の社会、経済、文化の活性化のリソースや、特色・誇りの源泉であるとともに、地元産業や新規の企業立地における好条件となり、さらには地域における国際交流の推進、国際化への対応への直接的な拠点ともなる。」と「地域」における大学の役割を指摘している。その場合、そうした地域における大学は、地域で学び、地域を生かす学修者たちの「学び」の質を高度に実現していくものでなければならない。

これらのことを実現するためには、地域の価値を理解し、それを活かしていくための教育が強く求められることになる。地域の歴史・文化を誇り、地域の活性化をもたらす観光や交流、そしてまちづくりの実践は重要であり、今般設置を構想する観光まちづくり学部の果たす役割は大きい。

平成 17 (2005) 年 1 月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」では、答申の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」のもと以下の 7 つの機能、すなわち

1. 世界的研究・教育拠点
2. 高度専門職業人養成
3. 幅広い職業人養成
4. 総合的教養教育
5. 特定の専門的分野（芸術・体育等）の教育研究
6. 地域の生涯学習機会の拠点
7. 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

のうち、いずれを目指すのかを明確化することが求められている。このうち、観光まちづくり学部においては、観光まちづくり人材の養成を通して、7.の「社会貢献機能」に比重を置いた教育研究を行うものとする。さらに副次的には3.の「幅広い職業人養成」の機能も有することになる。

以下、観光まちづくり学部の特色を示す。なお、観光まちづくり学部は観光まちづくり学科の1学科から成っているため、学部の特色と学科の特色を書き分けることをせず、本項においてまとめて記述することとする。

（2）地域から始まる観光まちづくりの構築

本学観光まちづくり学部は、地域に軸足を置き、地域に対する理解に基づいて持続可能な地域の実現を考え、そして交流人口や関係人口と称される域外の人々との関係を維持・拡大しつつ、地域主体の観光や交流を考えることから出発している点に特色がある。

持続可能な地域の実現のためには、地域の魅力を発見し、個性を磨き、地域社会の活力を維持することが必要である。特に地域社会の担い手が減少していく少子高齢社会においては、地域の側から域外にも目を向けて、観光や交流によって地域に関係する人口を域外にまでひろげていく視点が重要である。同様に、観光の側でも単に個々の観光関連事業者の経営的側面から観光産業を捉えるのではなく、地域全体としての魅力の向上に努力することが、結果的に各事業者の利益にもつながるといふ、まちづくりを考える視点も重要となっている。

このように、まちづくりから観光や交流を考える視点と、観光や交流からまちづくりを考える視点の両方を有するものとして、学部・学科名称には「観光まちづくり」を用いることとした。つまり本学観光まちづくり学部は、地域に軸足を置き、地域に対する深いまなざしに基づき地域社会の現状と課題を理解し、地域資源の保全活用と地域を動かす多彩な人々の形成によって、地域を主体とした観光や交流を促すとともに、活力あふれる地域を実現するという、観光まちづくりの視点から、活力あふれる地域を実現するための方法論を構築し、その実践を担う人材の養成を目標とするものである。

（3）地域への観光まちづくりの提案・実践に向けた課題解決型教育

地域には豊かな多様性があり、抱える課題も観光まちづくりに関わる主体も多様であり、グローバル化の中で想定外の環境変化に直面することも増えている。このような時代に、地域への提案・実践ができる人材を養成するための教育は、一元的・固定的なものとはならない。それぞれの学修者の特性や人生計画に応じて学びを組織し、一人ひとりの個性や創造性を涵養し、地域や時代ごとに異なる課題を根底から捉える力、課題解決につながる構想・提案を考える力、表現する力、多様な人々と協働できる力を磨く教育が求められるのである。

そのため、観光まちづくり学部のカリキュラムでは、講義によって専門的な知識を修得するだけでなく、少人数教育のゼミナールと共同作業による課題解決型学習を行う演習形式の科目を継続的に配置している。実際の地域を対象に、具体的な課題に向き合いなが

ら、地域の多角的な理解や分析を通して、その特性と課題を顕在化させていく方法を段階的かつ実践的に学び、活力あふれる地域の実現に向けて構想を立案し、具体的な提案を行うことを目指す。また、教育の集大成として卒業研究を必修とする。

このような課題解決型教育は、平成 24（2012）年 8 月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」が指摘している、先の見えない成熟社会において求められる「教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）」そのものであり、また前述の平成 30（2018）年 11 月の答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」が強調した「学修者本位の教育への抜本的に転換」をまさしく具体的に実践するものである。

（４）多様な専門領域を持つ教員構成

観光まちづくり学部では、多彩な学問的背景を有した教員と実務実績を有する教員により、広がりを持ちつつも構造化された教育課程を支えていることに特色がある。

観光とまちづくりの地域における関係を総合的かつ多面的に理解するには、分析の学問的道具立てとして、観光や交流をめぐる社会的な文脈を、空間的な秩序や基盤インフラと結びつけて理解することが必要となる。その基礎として、一方で社会学を文系の軸に歴史学、考古学、文化人類学、民俗学などが結びつき、他方で建築学、農学、工学など理系の諸学が、全体として垣根を越えて、複数の分野に跨り統合された学際的な知が、学生一人ひとりにおいて有機的に結び付けられていく必要がある。

とりわけ、地域の社会構造や歴史的な文脈、それに住民や観光客の社会意識に対する理解や、観光・交流に着目した新たな地域像の構想のための調査分析および計画立案にかかわる社会的・工学的素養、さらにはこうした構想を効果的に提示し、地域の魅力を適切に伝えるためのデザインなどの素養が必要不可欠である。

したがって、観光まちづくり学部の専任教員には、地域や都市、文化、情報・メディアを対象とした社会学をはじめとして、まちづくりのための都市計画や地域計画学、観光地経営全般の諸課題をめぐる観光学、地域における緑や水を扱う造園学、自然環境の理解や保全を目指す生態学、公共政策学や経済・経営学、地域の文化的資源を対象とした歴史学、民俗学、文化財学を専門領域とする研究者を採用した。

また、課題解決型教育の実現には、実務の経験を有する教員の力も必要不可欠である。このため、計画実務や行政実務、並びにプログラミングやデザインの分野において豊富な実務経験を有する者を複数配置している。

（５）地域連携の強化を目的とした「地域マネジメント研究センター」の設置

これまで述べてきた観光まちづくり学部の目的を実現するためには、大学周辺地域及び全国各地域との結び付きを強固にし、また各地で観光やまちづくりを主導している実践者との連携が不可欠である。観光まちづくり学部には、全国各地の実践者との豊富なネットワークを有した教員が多数所属しており、その知見と経験を活かす学部の研究所として「地

域マネジメント研究センター」(以下、「本センター」という)(資料 2)を設置する。本センターは本学及び観光まちづくり学部と各地域を密接に繋ぐ役割を果たし、地域の課題解決に寄与する共同研究等を通じた地域連携強化を目的としている。

本センターは、観光まちづくり学部の全専任教員が兼担として所属し、また、全国各地の実践者が研究員として参画できる体制とする。

本センターは大きく 3 つの機能を有する。

①地域との共同研究や資料収集・管理を行う、研究推進・支援機能

②包括的な連携関係を構築する自治体等との各種活動や実践教育を行う、地域連携機能

③全国各地の実践者等を招聘する講演会の開催や、観光まちづくり学部、本センターの活動の情報発信等を行う、企画運営機能

この 3 つの活動を通じて、大学周辺地域及び全国各地域とのネットワークを構築し連携を深めていくことで、先述した中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」が示す 7 つの機能のうち、観光まちづくり学部の主要機能として考える「社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)」の強力な補完が期待できる。

また、本センターの各種活動は「観光まちづくり演習」や「観光まちづくりインターンシップ」をはじめとする学生の受け入れ先との連携、及び就職先の拡充にもつながる。

3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

(1) 観光まちづくり学部観光まちづくり学科の名称及び学位の名称

【学部名称】

観光まちづくり学部 英訳名称：Faculty of Tourism and Community Development

【学科名称】

観光まちづくり学科 英訳名称：Department of Tourism and Community Development

【学位名称】

学士（観光まちづくり） 英訳名称：Bachelor of Tourism and Community Development

学部・学科の名称は、「観光まちづくり学部・観光まちづくり学科」とした。ヒト・モノ・情報の動きが広域化、大量化する現代社会において、地域という時空間の価値を今日的文脈のもとに再認識し再生することが国際的な動向となってきた。地域に対する深いまなざしに基づき地域社会の現状と課題を理解し、地域資源の保全活用と地域を動かす多彩な人々の形成によって、地域を主体とした観光や交流を促すとともに、活力あふれる地域を実現できる人材、すなわち「観光まちづくり」を担う人材の養成が求められている。新設する学部は「観光まちづくり」の方法論を考究するとともに、その実現を担う人材の養成を目指すという強い指向を持つものである旨を示すため、学部・学科ともに「観光まちづくり」の語を名称に冠した。

広く地域や観光そしてまちづくりに関心を有する学生を対象に、この「観光まちづくり」の実現に向けた教育を行うことを重要な基盤としているため、複数の学科を設けず1学科とした。

学位名称は、「学士（観光まちづくり）」とした。観光まちづくり学部観光まちづくり学科では、地域で展開される人々の営みの総体である地域社会の置かれた現状と課題を明らかにし、グローバル化が進行する現代において、その変動を解明し、今後の多文化共生社会に向けて、どのような戦略をとるべきかを理解するための社会的な知見を重視している。その基盤の上に、観光や交流を通して活力あふれる地域の実現に貢献するという観光まちづくりの実践的・応用的知見を身につけた人材を養成するのである。こうした人材像や、地域と観光へのアプローチが、活力あふれる地域を実現するための柱となるべきであると考え、学位名称には学部・学科名称と同じ「観光まちづくり」の語を用いた。

(2) 英訳名称

学部・学科名称である「観光まちづくり」の英訳としては、観光 Tourism とまちづくり Community Development を用いて Tourism and Community Development とした。

「まちづくり」という用語は極めて日本的な概念の用語であり、海外の言語に翻訳することが容易ではない。日本語の「まちづくり」は単なるハードな環境改善のみならず、ソ

フトな地域活動をも包含している点が特徴的である。英語において、これと一対一に対応する訳語は存在しないが、最も数多く用いられている語は community development であることから、国際的な通用性に留意し、この語を採用した。

なお、英語では持続可能な開発を sustainable development と表現することから、これと同じ development の語を用いて、community development で「まちづくり」を表現することが、これまでの趣旨に述べた持続可能な地域のあり方に対する問題意識を含意する上でも適切であると判断した。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力の修得を円滑に進めるために、教育課程全体を導入期・基礎期・発展期という3つの段階に区分する。導入期・基礎期では、地域の社会構造についての多角的な見方の基盤となる社会学の基礎方法論や自文化・異文化についての理解、観光や交流が地域に与える影響の多面性の理解、そして域社会に働きかけるまちづくりの考え方を段階的に身につける。発展期には、学生の興味・関心及び希望する進路に応じてさらに多様な分野の具体的な研究課題について応用的・実践的科目を履修できるカリキュラムとする。

また、学修した知識・技能を統合し、地域における観光まちづくりに貢献する実践的な力へと結びつけるため、演習形式の科目を導入期から発展期までの4年間を通して配置する。

この前提のもと、具体的な教育課程を以下のとおり編成し、科目を配置する。

CP1

文理の区別なく入学する学生が観光学の専門的学修に円滑に取り組めるよう、初年次から共通教育科目と専門教育科目を置き、両者の総合的な接続・展開を図る。特に導入期において、幅広いリベラルアーツを観光まちづくりをめぐる方法論的な学びと結び付けて修得するため、共通教育科目と並行して専門教育科目に導入科目を置き、社会学の方法論と、観光や交流を通じたまちづくりの基本的な考え方を学ぶ。

CP2

観光まちづくりに関わる多様な専門領域の知識を身につけるため、展開科目を置く。展開科目の各科目は、観光や交流が地域にもたらす影響の多面性と、地域の社会構造や特性、具体的な観光まちづくりの方策を学ぶための、社会、資源、政策・計画、交流・産業の4分野に分類される。さらに、基礎期には4分野のバランスのとれた学びを重視し、発展期には学生自身の興味・関心に応じた選択的・主体的な履修を図るため、展開科目を基礎と発展に区分する。基礎期に配置する科目は展開科目基礎として観光や交流が地域にもたらす影響の幅広い理解や、観光まちづくりの方策に関する基礎的理解を図り、発展期に配置する科目は展開科目発展としてより深い社会構造や観光まちづくりの具体的な方策の理解を図る。

CP3

実践的な学修を支える技能として、地域の特性及び課題の把握・分析手法や、観光まちづくりの構想・提案の表現手法などを身につけるため、メソッド科目を置く。導入期に基本的な調査手法として必修科目「社会調査法入門」を学び、さらに基礎期から発展期にかけて学年の進行と学生自身の興味・関心及び進路に応じて順次必要な技能を選択的に修得する。

CP4

活力ある地域の実現に寄与する観光や交流の具体的な施策を自ら考え、提案する能力を身につけるため、演習科目を置く。導入期から基礎期にかけては少人数でのゼミナール形式の科目を配置し、基礎期から発展期にかけては「観光まちづくり演習」「専門ゼミナール」「卒業研究」を必修科目として配置する。学びの段階に応じて、他科目で学修した各専門分野の個別知識や技能を統合的に活用し、課題解決型学習を通じて実際の地域への提案を行う能力を実践的に身につける。

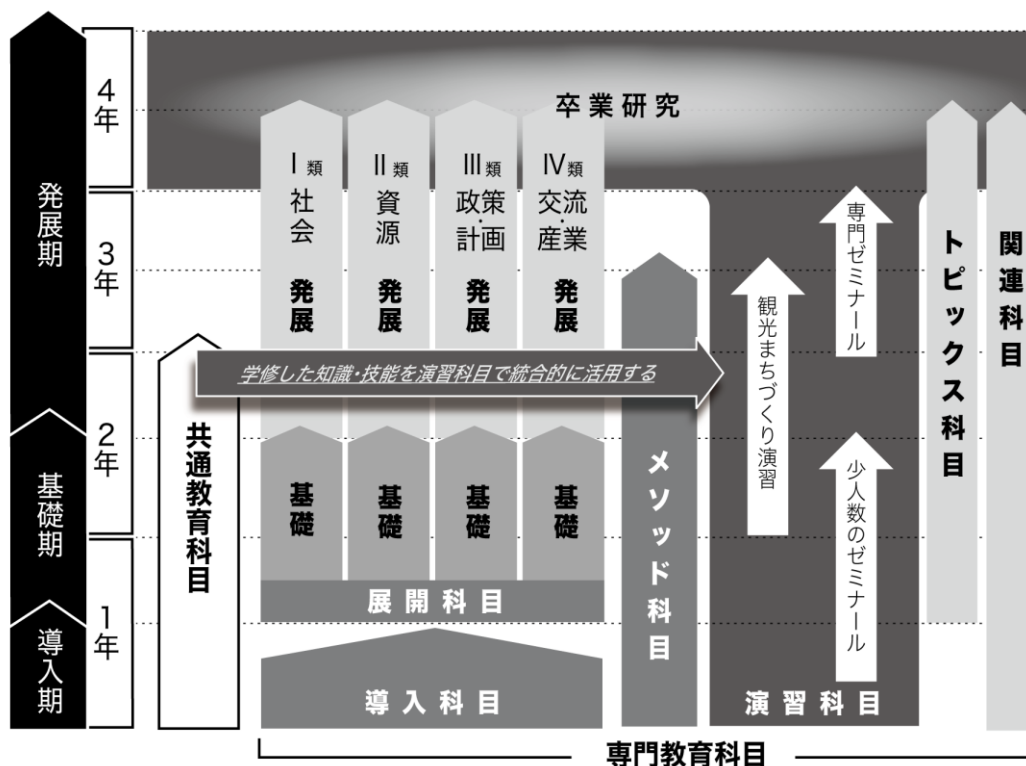
CP5

観光まちづくりの現場や、実務により近い分野の専門家及び実務経験豊富な講師を招き、より実践的な話題に触れるための科目としてトピックス科目を置く。トピックス科目では、大学で学修した知識・技能が観光まちづくりの実践の場でどのように生かされるかを知ること、学修意欲の向上や将来の進路を考える契機とする。

CP6

導入・基礎・発展といった段階を経た学修と並行して、観光や交流という現象を学ぶ上で関連する他の専門分野について理解するための関連科目を置く。関連科目で、導入から基礎期にかけての共通教育科目の不足を補うほか、基礎から発展期においては他学部の専門教育をも活用し、本学独自の神道文化と地域形成に関する科目や、博物館学課程に関する科目などを配置する。

本教育課程における学修成果は、シラバスに記載した各授業科目の到達目標の達成度について、成績評価の方法（試験、レポート、平常点）を用いて評価する。さらに、GPAによる成績分析や、学生による授業評価アンケート、進路調査等の結果を用いて、教育課程全体の評価検証を継続的に行う。



図：4年間の学びの流れと科目区分の配置

各科目区分の詳細は次節以降に記し、各授業科目の開講年次や関連性をカリキュラムツリー（資料3）、及びカリキュラムマップ（資料4）に示した。

なお、以上に述べた1～6の具体的な教育課程編成方針の主な内容をアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと並べて一覧できる資料として3ポリシーの連関図（資料1）を添付する。

（2）共通教育科目

共通教育科目は、全学共通で人間力・社会人を育み学ぶために設けられた科目で、「國學院科目群」「言語スキル科目群」「STEM系科目群」「シチズンシップ科目群」「専門教養科目群」「ライフデザイン科目群」で構成されている。観光まちづくり学部にとっては専門教育を補完し、複眼的にもものを見る力を養うための基礎的な要素を学習する科目も含まれている。

ア）國學院科目群

國學院科目群は、建学の精神や日本の伝統文化を多角的に理解するための科目群である。同科目群は、「神道と文化」「國學院の学び」「日本文化を知る」「Japan Studies」の4つの分野の科目群から成っている。

「神道と文化」は、1年次前期に配当される単一の必修科目である。そこで学生は、本学の建学の精神であると同時に日本固有の文化や国柄あるいは国民性の基層にある「神道」を理解する。

「國學院の学び（國學院大學の歴史と未来）」は、1・2年次前期に配当される選択科目である。本学が積み重ねてきた研究の成果を高等教育全体の中で批判的に検証することで、学生が自らの学士課程教育の展望やアイデンティティを醸成し、自らが学ぶ大学を理解し、本学への帰属意識を培うための科目である。

「日本文化を知る」は儀礼、武道、神話や古伝承等をテーマに、伝統的な日本文化がどのように形成されていったのか、またその特質や現代における意義について学ぶ科目群である。1・2年次後期に「日本文化の普遍性と固有性」「儀礼文化研究」「武道の特性と国際化」及び「日本文化論と日本神話」を配当する。

「Japan Studies」は、2・3年次前期に配当される選択科目である。日本の文化・社会・歴史を、留学生と共に英語で学ぶことを目的としている。文化的背景が異なる学生と共に学ぶことによって、日本を相対化する視点や異文化理解の姿勢を身につけることができる。

イ) 言語スキル科目群

グローバル社会で必要な異文化理解とコミュニケーション能力を培う、論理的な文章を書く能力や説得的なプレゼンテーションをする能力を養うための科目群である。同科目群は、「日本語」「英語」「外国語（英語以外）」の3つの分野の科目群から成っている。いずれも1年次、2年次に配当されている。

「日本語」には、「基礎日本語」1科目を配置し、大学の学修に不可欠な日本語力、思考力の確認と定着を目指し、自分の意見や考えを言語化することによって、わかりやすく効果的に伝える方法を学ぶことを目的としている。留学生には履修を特に推奨する。

「英語」には、1年次から2年次にかけて「英語I～IV」の4科目を配置し、いずれも必修科目としている。 グローバル化する社会において共通言語となる英語の力を育むことを目的としている。

観光まちづくり学部では、英語を必修として1年次と2年次に配置しているが、異文化理解をさらに進めるためのツールとして、1年次に第二外国語（「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「ロシア語」「スペイン語」）を置く。異文化を理解することの基本は、当地の言語を学ぶことであるから、第二外国語の修得は強く推奨される。したがって上記言語のうちいずれか1言語の選択を必修としている。

ウ) STEM系科目群

Science、Technology、Engineering 及び Mathematics の頭文字を付した STEM 系科目群は、今後ますます技術革新が進むであろう社会にあって、エビデンスに基づいて適切な情報を選択し、既成の概念を論理的かつ批判的に検証し、又は革新的な提案をするために、文系、理系を問わずに必要な知識と能力を修得する科目群である。

STEM系科目群では、「コンピュータと情報I」ほか、6科目を配当する。「コンピュータと情報I」は、コンピュータを主とした情報機器を操作し、情報ネットワークや各種ソフトウェアを活用する技能を修得する科目である。その必要性和重要性に鑑み、これらの能力を未修得の学生には、履修を強く指導する。

エ) その他の科目

この他、複眼的にもものを見る力を養うために、法学、文学、経済学、スポーツ科学など、観光学以外の専門教育の基礎部分を学習する科目を共通教育科目として開講する。扱う分野が複数に跨る観光まちづくり学部においては、関連する分野の基礎を、この科目群で補うという効果も期待され、共通教育と専門教育を架橋する役割も果たしている。自らの学びを相対化して多角的な思考プロセスを体得することが目的である。

(3) 専門教育科目

1年次前期の導入期、1年次後期～2次前期の基礎期、2年次後期以降の発展期を踏まえ、専門教育への円滑な導入を図る「導入科目」に始まり、実践を支える調査分析手法やデザイン手法を学ぶ「メソッド科目」、演習を中心とした実践的教育を行う「演習科目」、学際的な専門教育を行う「展開科目」、より実践的な話題に触れる「トピックス科目」、観光まちづくりに関連するより幅広い分野の科目で編成した「関連科目」によって専門教育科目を構成する。

ア) 導入科目

導入科目は、社会学の基本的な理論と、観光や交流を通じたまちづくりの基本的な考え方を学ぶ導入期の専門教育である。導入科目には「社会学概論」「まちづくりと観光」の2科目を必修科目として配置する。

導入科目では、観光まちづくり学部がかかげる観光まちづくりを実践する基盤として、都市や農村などの地域において生起する社会・文化現象を多様な社会・歴史的な文脈の中で位置づけることのできる洞察力を養う。そうした地域社会が置かれた観光や交流、ヒト・モノ・情報のグローバル化の動きの中で、多文化共生が可能な社会を構想する長期的視座を養成していく。社会学は、そうした長期的なマクロ視点と日々の生活の中で人々が営んでいる社会関係、コミュニケーションについてのミクロ視点を結びつける方法的な知であり、観光を単に観光産業振興のためだけでなく、グローバルな人の流れを地域社会における生活や文化の創造と結びつけたものとして理解し、活用していくのに有用である。そのような目的から、社会学の基本的な基礎方法論を「社会学概論」で必修科目として学ぶこととする。

また、観光まちづくり学部が目指す観光や交流を通じた活力ある地域の実現に向けて、地域を内在的に理解し、地域に働きかけるまちづくりの基本的な考え方を学ぶため「まちづくりと観光」を必修科目とし、基礎期以降の専門教育科目における各専門分野と観光まちづくりの関連性を理解することを目指す。

イ) メソッド科目

社会学的な調査手法や、具体的な地域を対象とした分析技術、観光まちづくりを推進するための計画立案、及びデザイン手法は、入学前の履修科目や卒業後の進路にかかわらず全ての学生が共通して身につけることが望ましい。そこで、これらの技術や手法を学部共通に教育するメソッド科目を置く。

本科目では、地域の社会構造や観光・交流をとりまく環境を客観的に分析するための手法を学修するとともに、観光まちづくりの実践のためにいかに情報を収集・分析・活用していくかを学ぶ。さらに、具体的なデザイン表現を通していかに社会にひろく訴えていくかという手法を学修する。カリキュラムツリー（資料 3）に示したように科目は、学年進行にそって基礎から応用までを学ぶことができる体系を築き、1～4年次に配当する。

このうち、1年次前期の導入期に配当する「社会調査法入門」は社会調査の基本的事項を学ぶ必修科目とする。また選択必修科目として、量的分析に関する基礎を学ぶ「統計分析の基礎」「プログラミングと数学基礎」や、より応用的な「データサイエンス」「多変量解析」、地域の質的・空間的調査のための「質的調査法」「地理空間情報分析」、デザインに関して特に地域の中でのデザインの活かし方を考える基礎となる「パブリックデザイン(地域と公共空間)」、地域の資源保全の応用として具体的なデザインのあり方を考える「プロダクトデザイン(地域と杉)」を配置する。なお、観光まちづくり学部では文理の別なく、活力ある地域の実現に対して問題意識を持つ学生を受け入れる方針であり、低学年次に配当する科目では、入門的な学修を提供し、高学年でのより専門的な学びに発展させる契機とする。これらの学びが基盤となって、のちに述べる演習科目や展開科目の学修がより効果的なものとなることを狙いとする。

ウ) 演習科目

活力ある地域の実現に寄与する観光や交流の施策を自ら考え、提案する能力を身につける演習科目は、観光まちづくり学部の理念・目的を体現する中核的な教育科目で、1年次から4年次までの全ての学年で実施される。

1年次前期の導入期には「導入ゼミナール」を必修科目として、大学での学びのスタートを少人数のゼミナール形式できめ細かく指導する。

1年次後期～2年次前期の基礎期では、全教員が自身の専門分野に応じて少人数指導を行うゼミナール形式の選択必修科目「基礎ゼミナールA」「基礎ゼミナールB」を配置する。基礎ゼミナールでは、各教員の専門領域が観光まちづくりにどのようなアプローチで臨んでいるのかを少人数のゼミナール形式で体験する機会とする。基礎ゼミナールを基礎期に配置することで、学生は興味・関心に応じて多様な観光まちづくりに関連する多様な専門分野の位置付けや関係性を理解する。このような選択必修科目のゼミナールと並行して、2年次前期には必修科目「観光まちづくり演習Ⅰ(調査手法)」を配置する。それまでに身につけた

- ・地域を取り巻く社会の分析
- ・地域の空間構造、資源の把握
- ・計画や政策の分析・策定・実行
- ・地域主体の交流・産業の創出

という4つの分野・アプローチにかかわる基本的な調査手法や講義の知識が、具体的な地域調査の中でどのように活かされるのか、さらに、それらの調査結果をいかにして他者に伝えるかという適切な表現技法を全員が実践的に学修する。

発展期に入った2年次後期～3年次前期では、具体的な地域を対象とした実践的な演習として「観光まちづくり演習Ⅱ(地域分析)、Ⅲ(構想・提案)」を配置する。地域の比較

分析から構想・提案に至るまで、基礎期までに身につけた上述の4つの分野・アプローチの調査分析手法や、各自が興味・関心に応じて身につけた発展的な知識を持ち寄り、各半期4単位の課題解決型のグループワークを重点的に実施する。この2科目を必修科目として全員に履修を義務付けることで、観光まちづくり学部が目指す実践的な教育を確実なものとする。

また、発展期の最後には、観光まちづくり学部の学修の集大成として「専門ゼミナール」「卒業研究」を必修科目として配置する。卒業研究に向けたゼミナールは「専門ゼミナール」として3年次通年で開講し、学生は担当教員のゼミナールに所属し、自身の研究テーマを探究する。続いて4年次には「卒業研究」を通年開講し、担当教員の指導のもと、卒業論文や卒業制作に取り組む。

エ) 展開科目

展開科目は観光まちづくりに関わる多様な専門領域の知識を身につける科目である。特に、

- ・地域をとりまく社会の構造及び社会意識の実態や課題
- ・地域をとりまく歴史・文化、自然など地域固有の資源のあり方と保全管理
- ・地域の空間構造を踏まえた将来像の構想や働きかけに有効な具体的政策及び計画のあり方
- ・地域を主体とした域内外の交流のあり方とその関連産業がもたらす経済効果

に関する4つの知識を重視し、順に社会、資源、政策・計画、交流・産業という4つの観点で科目を分類する。

さらに、基礎期には必修科目・選択必修科目を指定し4分類のバランスのよい学修を進め、発展期には学生自身の興味・関心に応じて選択科目を履修することができるよう、基礎期の科目を展開科目基礎、発展期の科目を展開科目発展と区分し、学生自らの得意分野を発見し各自の専門性を高めることが可能となるよう、基礎と発展で異なる履修条件（「5.（4） P.39～40」参照）を課す。

① I 類（社会）

I 類（社会）は、現代社会の構造と意識、未来への課題に関する理解を促し、大都市から地方農村までの異なる地域で生起する社会・文化現象を、歴史的背景を含む多様な社会的、産業的、政策的文脈の中で位置づけることができる能力を養う。そうした地域社会の近代化の中での変貌、文化的伝統の継承、グローバル化を含む域内外との交流の拡大についての全体的認識を獲得させる。I 類は、そうした全体的視野を身につけつつ、持続的に多文化共生が可能な社会の構築を実現する社会学的想像力を養う科目である。

展開科目基礎では、文化が地域社会の維持や変容にどのような役割を果たすのかを理解すること、さらには人と人、地域、社会全体を媒介するメディアやコミュニケーションの現代的状況を知り、地域社会の構造や、地域をとりまくグローバリゼーションの動きを学ぶ必要がある。そこで「文化社会学」「コミュニケーション論」「地域と環境の社会学」

「グローバルゼーション論」の4科目を選択必修科目として配置する。

これらを踏まえて展開科目発展では、「都市とメディアの社会学」「ジェンダーの社会学」「コミュニティ論」「NPOと市民社会」「観光社会学」「文化人類学」を配置し、高次機能をもった都市社会の構造及び文化や、それらの近代におけるダイナミックな変化をより深く学ぶ選択科目を配置する。

②Ⅱ類（資源）

Ⅱ類（資源）は、地域の歴史・文化、自然など、地域を象徴するあるいは地域固有の資源を見出し、その特質を支えてきた地域の営みとの関係を理解し、それらを保全するとともに、磨き上げるための制度や方策、技術を学修する科目である。たとえば、建造物や遺跡などの有形の歴史的資源、祭祀や信仰上の儀礼、民俗的な行事などの無形の歴史的資源、それらの背景にある自然環境における生態学的な環境資源や景観上の価値、地形上の固有の資源を含めて、地域の歴史・文化、自然環境を総合的に保全の対象として理解する必要がある。

そこで、展開科目基礎では、地域の多種多様な資源の概略を身につける「地域資源論」を必修科目として配置し、選択必修科目として「博物館概論」「都市建築史」「民俗学概論」「保全生態学概論」を配置することで、各分野の資源に関する基礎知識を学修する。

展開科目発展では、さらに各種資源の保全・活用手法に踏み込んだ選択科目として、有形の歴史的資源に関する「地域遺産論」、無形の歴史的資源に関する「地域文化創造論」、自然環境や景観上の価値に関する「風景計画論」「レクリエーション計画論」を配置するほか、国内外の法的な枠組みを学ぶ「自然/環境保護行政」「文化行政・文化財行政概論」「世界遺産論」を配置する。

③Ⅲ類（政策・計画）

Ⅲ類（政策・計画）は、主に公共政策や工学等のまちづくりに関連の深い分野を中心に、地域の将来像を構想し実装する政策・計画に関する知識や能力を身につける科目である。具体的には、家屋や社寺、道路や鉄道といった建造物や、それらをとりまく農地や林地といった土地利用が構成する地域の空間構造を把握・理解したうえで、地域社会の課題解決に向けた将来像を構想する計画づくりや、その実装に向けて地域に働きかけるための多様な制度・事業などの政策に関する科目を中心に配置する。展開科目基礎では必修科目「公共政策概論」と選択必修科目「地方自治概論」「地域デザイン論」「国土・都市計画論」「都市と地域の交通」を配置し、まちづくりにおいて計画を実現するための施策・制度のあり方の基本的な理解を図る。

展開科目発展では選択科目として、主に地方行財政のあり方について理解を深める「行財政概論」「住民参加と合意形成」を配置するとともに、まちづくりや都市・農村計画の個別具体的な知識を深める「まちづくり論」「農山漁村論」「都市保全論」「交通計画」「地域減災論」「リノベーション論」「アートと地域振興」を配置する。

④Ⅳ類（交流・産業）

Ⅳ類（交流・産業）は地域を主体とした域内外の交流のあり方や、そうした交流を通じ

て地域に経済効果をもたらす具体的な方策及び関連産業の枠組みについて学ぶ科目である。

展開科目基礎では、観光まちづくり学部が目指す新しい観光の狙いをより深く理解するため、観光の今日的な状況や、従来型の観光産業及び政策、事業等に関する一通りの知識の基礎的な理解を図る。具体的には、必修科目「観光学概論」と、選択必修科目「観光マーケティング」「観光政策・計画論」「観光事業論」を配置する。

展開科目発展では、より具体的な関連産業の専門的知識や観光まちづくりを実践する地域のあり方について深く理解するための「観光行動論」「ホスピタリティ・マネジメント論」「地域の観光情報メディア」「旅行産業論」「宿泊産業論」「観光食マネジメント論」「観光地経営論」「田園回帰論」や、国内外の観光交流施策について横断的に学ぶ「世界の観光政策」、観光・交流がもつ経済的なインパクトを俯瞰的に理解する「観光経済論」を選択科目として配置する。

オ) トピックス科目

トピックス科目は、観光まちづくりの現場や、実務により近い分野の専門家及び実務経験豊富な講師を招き、実務的なものの見方や実践的な話題に触れる科目を選択科目として配置する。

基礎期には、団体組織経営や事業経営、地域の多様性を事業につなげる進路の選択肢をより多くの学生が考える機会として「経営学概論」「地域ブランディング論」を配置する。発展期には、地域開発や観光・運輸産業、地域文化振興に関連した進路を視野に入れた学生向けに「ソーシャル・イノベーション」「運輸・観光実践論」「不動産投資論」「観光危機管理論」「文化芸術政策論」を配置する。

なお、観光まちづくり学部独自の観光まちづくりの実践的要素が強いインターンシップ科目として「観光まちづくりインターンシップ」を通年2単位で開講し、夏季休業期間のインターンシップと事前事後学修をセットにした選択科目として配置する。

カ) 関連科目

関連科目は、観光や交流という現象を学ぶ上で関連する他の専門分野について触れる科目である。関連科目は、本学の他学部においてこれまで蓄積してきた学びを観光まちづくり学部にも継承する役割も果たす。

特に導入期から基礎期にかけては、「哲学・倫理学」「地理学概論」「地域と都市の経済」「神道と環境Ⅰ」を選択科目として配置し、共通教育科目での不足領域を補う。発展期には、「観光心理学」「神社ネットワーク論Ⅰ」を配置し、観光・交流が人間心理そのものを与える影響や、本学における独自性の強い学びとして神社と地域の関係性に関する選択科目を配置する。

また、関連科目のなかには、学芸員資格を取得するために提供される博物館学課程科目も担当している。博物館学課程科目のうち、基礎的な科目である「博物館概論」以外は、自由科目として設定する。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 観光まちづくり学部の教育方法・履修指導の基本的考え方

ア) 継続的・段階的なゼミナール制による少人数教育の重視

観光まちづくり学部では、学年に応じた少人数教育を実現するために、継続的・段階的にゼミナール制を導入している。ゼミナール制とは、原則 15 人の学生を専任教員 1 人が担当する少人数教育である。

1 年次前期に必修の演習科目「導入ゼミナール」で大学での基本的な学習法を学んだ後、各自の興味・関心に応じて 1 年次後期の「基礎ゼミナール A」か 2 年次前期の「基礎ゼミナール B」の少なくとも 1 つを選択し、各専門分野の教員のもとで、社会や地域の多様な見方を身につける。3 年次・4 年次の 2 年間は、各自の興味・関心や進路に応じた専門分野の教員のゼミナールに所属し、必修の演習科目「専門ゼミナール」と「卒業研究」に取り組む。

イ) 観光まちづくり演習による実践的な共同作業の重視

観光まちづくり学部では、導入科目及び基礎科目の必修科目を学修した直後の 2 年次前期から 3 年次前期までの計 1.5 年間をかけて継続的に課題解決型学習に取り組む必修の演習科目として、「観光まちづくり演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を配置している。観光まちづくり演習は、一学年 300 人の学生が対象テーマや地域に応じて 60 人単位で 5 つの教室に分散して受講し、さらにその中でグループ（課題によるが、1 グループ 5～6 名）に分かれて、共同作業を行うものである（実施体制の詳細は、「5. (2) エ) P.32」に記載）。

具体的には、2 年次前期の「観光まちづくり演習Ⅰ（調査手法）」で基本的な地域の見方や調査法を身につけた上で、2 年次後期の「観光まちづくり演習Ⅱ（地域分析）」では地域の特性や課題を実践的に把握・分析する。観光まちづくり演習の総仕上げにあたる 3 年次前期「観光まちづくり演習Ⅲ（構想・提案）」では、地域の調査・分析技術を総動員し、必要な調査とディスカッションを重ね、実際の地域を対象とした具体的な観光まちづくりのための構想・提案をつくりあげる。一連の観光まちづくり演習での 実践的な学びの経験が、前述の 3 年次「専門ゼミナール」及び 4 年次「卒業研究」にも生きる配置としている。

ウ) 卒業研究の重視

観光まちづくり学部では、観光まちづくりの学修の集大成として、「卒業研究」を位置付けている。3 年次通年の「専門ゼミナール」から 4 年次の「卒業研究」へ向けて、指導教員と学生がディスカッションを重ね、地域や社会の課題と学生一人ひとりの興味・関心や希望する進路とを結びつけながら、観光や交流を通じた活力あふれる地域の実現に寄与する具体的な研究課題を設定し、学生が主体的に取り組むことを促す。そのためにも、「卒業研究」の最終成果物完成までの 2 年間を原則同一の教員が継続的に指導する。また、「専門ゼミナール」及び「卒業研究」で所属するゼミナールごとに履修が望ましい科目をあらかじめ示し、学生に計画的な履修を促すことによって、効果的な学びの接続を担保する。

エ) 現地調査の安全管理体制

観光まちづくり学部では、上記ア) ゼミナール、イ) 観光まちづくり演習、ウ) 卒業研究のいずれにおいても、具体的な地域を対象とした現地調査を想定し、全ての学生が安全かつ効果的に実施できるための安全管理体制を整えている。

現地調査の対象地は、①当該科目の到達目標、②たまプラーザキャンパスからのアクセス（主として公共交通機関でのアクセス）、③現地調査実施環境の安全性、④現地の協力体制といった観点から後述する「観光まちづくり演習運営委員会」で総合的な検討を経て決定する。

特に、実施段階に応じた教育内容の充実と推進上の安全性とを担保するため、対象地の自治体等及び観光まちづくりに関連する主体（観光協会、商工会議所、公民館、町内会、商店街振興組合、NPO 等）や関連施設との緊密な連絡体制が整えられることを十分確認した上で決定する。自治体は、当該科目の到達目標や課題の内容によって比重は異なるが、企画政策部門、まちづくり部門、観光部門、産業部門（農林漁業）、環境部門、教育委員会との連携が重要となる。なお、地域側から協力を仰ぐだけでなく、現地調査の成果を含む教育研究過程で得られた各種知見を適宜地域へ還元し、本学にとっても協力地域にとっても実りある関係性を構築することが何よりも重要であると考えている。

現地調査は、教員と助手の安全管理のもとゼミナール単位等で実施する。なお、本学では、正課中、学校行事中、学内外の課外活動中、通学及び学校施設等 相互間の移動中（ともに大学が禁じた方法を除く）の災害・傷害に対処するために、全学生を対象に「学生教育研究災害傷害保険」に加入しており、観光まちづくり学部の学生も同様に加入することになる。また、活動の内容に応じて、参加学生が「学研災付帯賠償責任保険」「学研災付帯学生生活総合保険」「旅行保険」「スポーツ安全保険」への申し込みを教員が促すこととなっている。観光まちづくり学部においては、現地調査の対象地と内容に応じた任意保険の手続きを教員に義務付ける（下表、及び資料 5）。

表：本学の学生を対象とした保険

保険の種別	本学の現在の状況	観光まちづくり学部の対応
「学生教育研究災害傷害保険」	正課中、学校行事中、学内外の課外活動中、通学及び学校施設等相互間の移動中の災害・傷害に対処するために、全学生が加入	左記同様
「学研災付帯賠償責任保険」 「学研災付帯学生生活総合保険」 「旅行保険」 「スポーツ安全保険」	任意加入	現地調査の対象地と内容に応じた任意保険の手続きを教員に義務付ける

また、本学においては、現地調査を含む学外授業は、原則教員が引率し、授業前及び授業後に「学外授業届」、「旅程表」、「学生名簿」、「補助費内訳」、「報告書」一式（資料 6）を教務課に提出することになっている（宿泊を伴う場合も伴わない場合も同様）。観光まちづ

くり学部においても、引率者に本手続きを義務付ける。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策としては、令和 2（2020）年度から本学で運用を開始した「ゼミ合宿実施に関する実施要領」に明記の「実施条件」（参加人数、合宿日程、参加者の健康状態、移動手段、宿泊環境、研修室環境等）に照らした実施の判断と「学外授業実施における同意書」（学生の参加条件 7 項目、感染防止対策 9 項目）の提出を引率者に義務づける（資料 7）。

表：本学のゼミ合宿や学外授業関連の新型コロナウイルス感染防止対策

関連書類	確認すべき事項
「ゼミ合宿実施に関する実施要領」	実施条件（参加人数、合宿日程、参加者の健康状態、移動手段、宿泊環境、研修室環境等）
「学外授業実施における同意書」	学生の参加条件 7 項目、感染防止対策 9 項目

また、学修意欲のある学生が経済的理由によって、現地調査への参加を妨げられないことがないよう、多様な経済的支援を用意している。 観光まちづくり学部の学費は、必修の現地調査に関わる学生及び教員の交通費を含む諸経費を考慮した設定となっている。また、必修科目以外の現地調査についても、本学の教育振興基金から一部補助する仕組みを構築する。

本学の既存制度としては、「成績優秀者奨学制度」（対象：2 年次以降、成績優秀者若干名、年額：15 万円若しくは 30 万円）と「特例給費奨学金制度」（対象：各学年、家計の急変による困窮者、年額：50 万円）とがあり、観光まちづくり学部においても該当者には教員が積極的に案内を行うこととする。

なお、上記事項（現地調査実施地域の精査、協力体制の確認、現地調査の安全管理、危機管理体制の確認・改善、学生旅費支援）については、後述する観光まちづくり演習運営委員会で定期的に協議・確認し、教育効果と安全管理を担保する。

オ) 学修支援システム（通称：K-SMAPY）の活用

本学では、授業における教員と学生、あるいは学生間のコミュニケーションを円滑にし、教室以外に学習の場を提供するための学修支援システムとして平成14（2002）年度から「K-SMAPY（Kokugakuin university Supporting system for Making Academic Plans and Yearly scheduleの略、ケー・スマッピーと呼ぶ）」を導入し、利用している。同システムは、平成30（2018）年度に大規模改修を行い、現在は「K-SMAPY II」として稼働している。

学生の受講データに基づいて提供される教員向け機能は、授業を担当する全ての教員が利用できる。一方で、学生向けには、履修登録・授業に関するお知らせ、教材参照、課題提出、フォーラムへの参加、就職支援等の各サービスを提供し、学生生活全般を強力に支援している。

「K-SMAPY II」の主な学修支援機能は以下のとおりである。

①時間割作成及びシラバス閲覧

学生は、当該年度に履修可能な授業科目の一覧やシラバスをインターネットで参照しな

がら、時間割を作成することができる。授業科目ごとに当該シラバスとリンクしているため、授業のテーマ、内容、到達目標、授業計画、成績評価の方法と基準を確認しながら履修登録を行うことができる。

②成績情報

学生は、既に修得した授業科目の成績評価、GPA、単位修得状況等の成績情報を、累積又はセメスター単位で確認することができる。教員及び事務局職員は、卒業要件に対する学習の進捗を個別に確認できるため、学生との修学指導面談や保護者との個人面談に活用している。

③進級・卒業見込み判定、資格課程の取得見込み判定

学生は、既に修得した授業科目と新たに履修登録した授業科目の情報に基づき、各セメスターの履修登録時に進級・卒業見込みの判定や教職・資格課程の取得見込みの判定を自ら行うことができる。本人の錯誤による卒業延期の防止に役立っている。

④教材参照

学生は、授業科目ごとに設けられた教材提供フォルダにアクセスし、担当教員から提供された教材を参照（ダウンロード）することができる。授業で使用する教材が提供されるため、シラバスに明示された内容に従って、授業時間外での事前・事後学修に活用されている。

⑤クラスフォーラム

授業科目ごとに設けられた掲示板機能であり、教員はクラスフォーラムでテーマを設定することで、授業時間以外でも受講生に対して学修を促すことが可能となっている。

⑥課題提出、小テスト

学生は、授業の進行に伴って課されるレポートや課題を、担当教員にデータとして提出することができる。また、授業担当教員は、学生に対して授業内容の理解度や定着度を測るために本機能を利用して授業時間外であっても随時小テストを実施することができる。

⑦出席確認

本学では、全ての教室にカードリーダーを設置し、学生は学生証をかざすことにより出席を登録することができる。授業担当教員は、システムに記録された出席データを確認ことができ、出席状況が良好ではない学生に対しては、適宜、修学相談を実施する等活用している。

⑧WEBノート

学生は、授業科目ごとの記録やメモを、本システム上にWEBノートとして作成することができる。WEBノートは、履修した全ての授業科目について保存することが可能である。

⑨オフィス・アワーの検索

オフィス・アワーの曜日、時間帯を、教員ごとに検索することができる。

⑩授業、事務局からのお知らせ

学生向けの様々な情報（担当教員からのお知らせ、休講・補講の情報、事務局からのお知らせなど）を、タイムリーに配信することができる機能である。お知らせがある時は、メインメニューのお知らせのタイトルが表示されるとともに、学生が登録したメールアドレスに対してメールが配信される。なお、発信者は内容に応じて対象を絞り込むことも可能であり、学生は、自身に関係のあるメッセージのみ受け取ることが可能である。

これらの機能を教員、学生双方が活用することで、大教室での講義にも「顔の見える関係」が生まれ、双方向性のある学修が可能となった。またインターネットを活用した利点として、教員、学生ともに時間的、空間的制約を受けずに授業コミュニティに参加できることがあげられる。教員にとってはこのシステムを使いこなすことが授業改善につながり、活用事例の報告も行われている。

（２）観光まちづくり学部の教育方法 —授業方法、授業クラスの規模、配当年次等について—

前項で述べたとおり、学部を通じて少人数教育、演習による共同作業、ゼミナール・卒業研究における指導等を充実させ教育効果の向上を図っていく。そのための授業科目は目的と内容に応じて、講義、演習、実習等の形態によって行われるが、科目によっては学習効果を高めるため、複数の形態を組み合わせる。科目区分ごとの教育方法について以下に詳述する。

ア) 共通教育科目

共通教育科目は、「國學院科目群」「言語スキル科目群」「STEM系科目群」「シチズンシップ科目群」「専門教養科目群」「ライフデザイン科目群」で構成されている。科目内容に応じて講義形式、演習形式、実習形式で実施し、主に1・2年次に集中して配当することで、低学年時の履修を推奨している。

①國學院科目群

大学の建学の精神や日本の伝統文化を多角的に理解するための科目群である。「神道と文化」を1年次前期の必修科目とし、講義形式で実施する。科目群の目的に鑑み、「神道と文化」以外の科目も1・2年次を中心に配当し、講義形式で100人規模のクラスを設定する。

②言語スキル科目群

言語スキル科目群は、グローバル社会で必要な異文化理解とコミュニケーション能力を培う、論理的な文章を書く能力や説得的なプレゼンテーションを行う能力を養うための科目群である。

「基礎日本語」は、作文やプレゼンテーションを日常的に行う学生参加型の授業で、その後の学生生活や職業生活において重要となるレポート・論文作成の基礎的能力を養う。したがって、1・2年次に演習形式で開講し、クラス規模は30人程度とする。なお、外国人留学生に対しては履修を強く推奨する科目である。

「英語」はⅠ～Ⅳにわかれ、1年次から2年次にかけて演習形式で開講する。すべて必修とし、クラス規模は30～35人程度とする。1年次のクラスは、入学時に行う入学時学力診断テストの成績で、2年次のクラスは入学時学力診断テストの成績に加えて1年次の英語のGPAで、それぞれ能力別に編成する。

「外国語（英語以外）」は、異文化理解をさらに進めるためのツールとして、1年次に第二外国語（「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「ロシア語」「スペイン語」）を配当し、いずれか1言語の選択を必修としている。演習形式で実施し、クラス規模は、英語と同様30人～35人程度とする。

③STEM系科目群

STEM系科目群は、今後ますます技術革新が進むであろう社会にあって、エビデンスに基づいて適切な情報を選択し、既成の概念を論理的かつ批判的に検証し、又は革新的な提案をするために、文系、理系を問わずに必要な知識と能力を修得する科目群である。

「コンピュータと情報Ⅰ」「コンピュータと情報Ⅱ」は、コンピュータ利用方法の基礎を修得する演習形式の授業であり、1・2年次に開講する。ワープロソフトを利用した文字入力の詳細・案内文書の作成・レポート作成などの文書作成・図や表の作成・掲示物の作成を行う方法、表計算ソフトを利用した計算処理・グラフの作成を行う方法、プレゼンテーションソフトを利用した発表スライドの作成を行う方法、インターネットを利用したホームページの活用方法・メール送信時のマナーなどを学ぶ。教室のコンピュータの台数に合わせたクラス規模とするため、60人を上限として履修人数の調整を行う。この他の4科目は、いずれも講義形式で実施し、100人規模のクラスを設定する。

④その他の科目

この他、複眼的にものを見る力を養うために、法学、文学、経済学、スポーツ科学の専門教育の基礎部分を学習する科目を共通教育科目として開講する。配当する科目の性質、及び観光まちづくり学部の専門科目との関係から、全ての科目を1・2年次に開講し、低学年での履修を推奨する。実技科目である「スポーツ実技A、B」は実習形式で実施し、40人規模のクラスを設定する。それ以外の科目は講義形式で実施し、クラス規模100人程度で設定する。

イ) 導入科目（専門教育科目）

導入科目は、社会学の基本的な理論と、観光や交流を通じたまちづくりの基本的な考え方を学ぶ導入期の専門教育科目である。

導入科目では、社会学の基本的な基礎方法論を学ぶ「社会学概論」、観光や交流を通じた活力ある地域の実現に向けて、地域に働きかけるまちづくりの基本的な考え方を学ぶ「まちづくりと観光」を必修科目として開講する。いずれも講義形式で実施し、1クラス300人

規模で設定する。なお、この2科目に関しては、クラス規模が大きくなるため、学修を補助するための助手又はスチューデント・アシスタントを配置する。この措置は、専門教育科目における他の必修科目に関しても同様とする。

ウ) メソッド科目（専門教育科目）

メソッド科目は、地域の社会構造や観光・交流をとりまく環境を客観的に分析するための手法、情報の収集・分析・活用方法を学修する科目である。

1年次前期の「社会調査法入門」は、社会調査法に関する入門科目として本学での学修の基盤となる社会構造の把握・分析方法を教授する科目であり、必修科目として配当している。講義形式で実施し、1クラス300人規模で設定する。

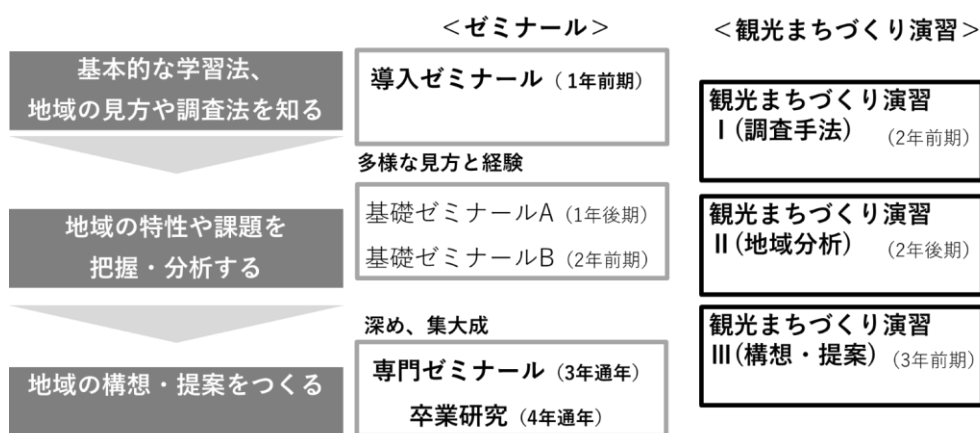
この他、1年次後期から3年次にかけて選択必修科目8科目16単位を配当している。「統計分析の基礎」「プログラミングと数学基礎」「データサイエンス」「質的調査法」「多変量解析」「地理空間情報分析」は演習形式で実施し、「パブリックデザイン（地域と公共空間）」「プロダクトデザイン（地域と杉）」は講義形式で実施する。学生は、卒業研究のテーマや進路、他の講義科目の進捗状況に応じて、これらの科目から適宜選択できる。「データサイエンス」「多変量解析」「地理空間情報分析」を受講する学生向けには、数学とデータ処理の基礎「プログラミングと数学基礎」（1年次後期）の履修を推奨し、効果的な学習を促す。

以上のメソッド科目では、必修科目「社会調査法入門」の2単位、選択必修2科目4単位以上を修得することを履修条件に課している。全ての学生が、自らの関心や進路を踏まえながら、一定程度の調査手法、分析技術、デザイン手法を身につけるように指導する。

なお、PC教室を使用する科目「データサイエンス」「多変量解析」「地理空間情報分析」については、60人を上限として履修人数の調整を行う。それ以外の科目については1クラス100人程度で設定する。

エ) 演習科目（専門教育科目）

活力ある地域の実現に寄与する観光や交流の施策を自ら考え、提案する能力を身につける演習科目は、観光まちづくり学部の理念・目的を体現する中核的な教育科目で、1年次から4年次までの全ての学年で実施される。必修科目として、1年次前期「導入ゼミナール」(2単位)、2年次前期「観光まちづくり演習Ⅰ（調査手法）」(2単位)、2年次後期「観光まちづくり演習Ⅱ（地域分析）」(4単位)、3年次前期「観光まちづくり演習Ⅲ（構想・提案）」(4単位)、3年次通年の「専門ゼミナール」(2単位)、4年次通年の「卒業研究」(4単位)の6科目18単位を配当し、選択必修科目として1年次後期「基礎ゼミナールA」(2単位)、2年次前期「基礎ゼミナールB」(2単位)の2科目4単位を配当する。いずれも演習形式で実施する。これら演習科目は、1年次の前期から3年次の後期まで連続して開講され、学びの集大成となる「卒業研究」にシームレスに接続される(図)。演習科目では、必修6科目18単位、選択必修1科目2単位以上を修得することを履修条件としている。



図：2種(ゼミナールと観光まちづくり演習)の演習の継続的、段階的配置

教育方法とクラス規模については、科目ごとに以下の通り、設定する。初年次の大学教育の導入に位置づけられる「導入ゼミナール」は1・2年次の学生指導体制として整えるルーム単位(「5.(3)ア」P.36)で詳述)で実施し、教員1人当たりが担当する学生数を原則15人までとする。過年度学生への対応は、分散配置を原則とし、教員1人当たりの学生数が15人を越える場合は、別時限に開講するなどの措置をとる。

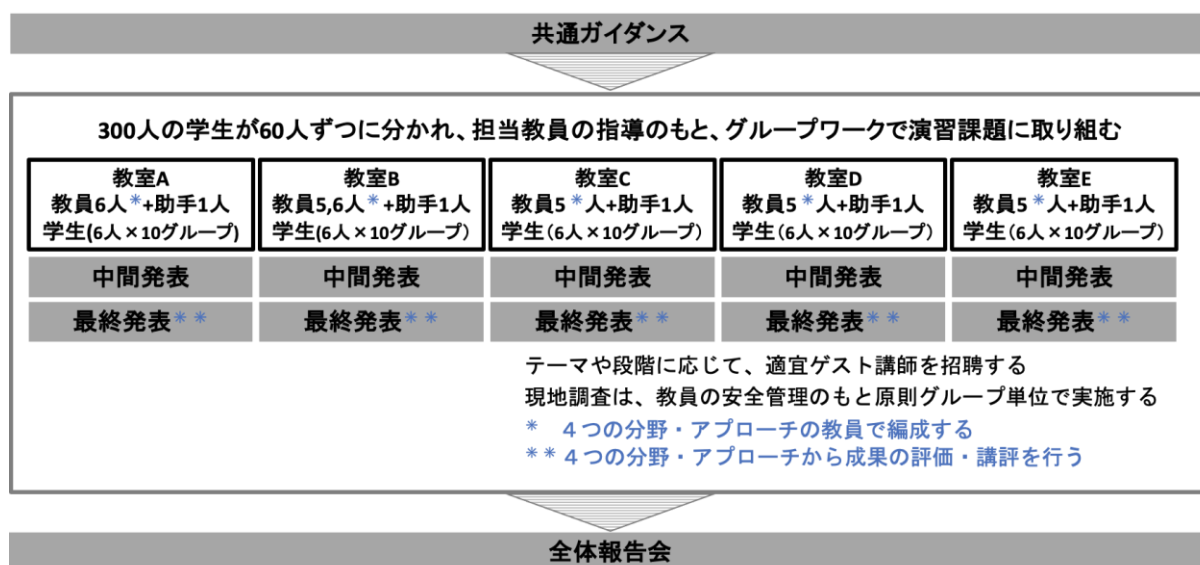
演習形式で調査手法を学ぶ「観光まちづくり演習Ⅰ（調査手法）」は学生60～70人あたり教員1人・助手1人の配置とする。共通課題に対して、担当教員は自身の専門分野の知見から交互に指導を行い、全履修生が全分野の教員から指導を受ける体制とする。過年度学生への対応は、分散配置を原則とする。ただし、教育効果を担保するため、教員1人と助手1人が指導する学生数が原則70人を超えない範囲とする。これを越える場合は、過年度学生を対象に、別時限に開講するなどの措置をとる。

「観光まちづくり演習Ⅱ（地域分析）」「観光まちづくり演習Ⅲ（構想・提案）」については、①6人のグループ単位での共同作業、②原則10グループから構成される60人単位での共同作業、③学年全体でのプレゼンテーションという3層からなる実施体制とする(図)。また、グループで協働して課題に取り組むという科目の性格上、2時限連続して半期30回

開講し、4単位を付与する。各教室に学生60人、教員5～6人・助手1人をそれぞれ配置する。同じ教室内で指導する5～6人の担当教員は、

- ・地域を取り巻く社会の分析
- ・地域の空間構造、資源の把握
- ・計画や政策の分析・策定・実行
- ・地域主体の交流・産業の創出

という4つの分野・アプローチのバックグラウンドをもつ教員が均等に配置されるよう編成する。この各教室5～6人の担当教員チームが共同で指導し評価・講評を行うことで、地域分析や構想・提案に必要な複数分野・アプローチの視点から全学生が体系的に指導を受けることのできる体制をとる。加えて、対象地やテーマ等に応じて最適なゲスト講師を適宜招聘する。過年度学生への対応は、分散配置を原則とする。ただし、教育効果を担保するために、教員1人当たりが担当する学生数が原則15人を越えない範囲までとし、これを越える場合は、過年度学生を対象に、別時限に開講するなどの措置をとる。同時履修の過程で学習の遅れを取り戻すことができるよう「5.(3)ア)P.36」で述べるルーム担当と直接指導する担当教員が相互に連携し適宜支援する。



図：「観光まちづくり演習Ⅱ」及び「観光まちづくり演習Ⅲ」の実施体制

各教員の専門領域を学ぶ「基礎ゼミナールA、B」「専門ゼミナール」「卒業研究」はゼミナール制で実施する。いずれの科目も専任教員ごとに履修者数の上限(10～15人)を定め、各専任教員の専門分野について学生を指導する。選択必修科目である「基礎ゼミナールA、B」は、観光まちづくりに関連する多様な専門分野の位置付けや関係性を理解することを念頭に置きながら、原則として学生は興味・関心に応じて指導教員を選べる仕組みとしている。なお、学生に対しては、A又はBのいずれかを履修することを条件づけているが、両方履修することも妨げない。

3年次から4年次にかけての「専門ゼミナール」「卒業研究」も同様に、「基礎ゼミナールA、B」や展開科目での学修を踏まえながら、学生は興味・関心、及び自らの進路に応じ

て、原則、指導教員を選べる仕組みとする。また、「専門ゼミナール」「卒業研究」における学習効果を高めるため、学生が所属するゼミナールごとに履修が望ましい科目を履修要綱などに示す。「卒業研究」は、原則として「専門ゼミナール」と同一の教員から指導を受ける。調査、分析、論文の執筆、及びその過程での指導教員や学生との議論に 180 時間以上取り組むものとし、4 単位を付与する。

オ) 展開科目（専門教育科目）

展開科目は、観光まちづくりに関わる多様な専門領域の知識を身につける科目である。全て講義形式で行う。展開科目に配当する各科目は、科目の内容と目的に応じた十分な業績を有する観光まちづくり学部の専任教員、本学の兼任教員に加えて、専門に応じて学外の大学教員や実務家などの兼任教員が担当する。

展開科目は、展開科目基礎と展開科目発展の 2 つに区分されている。基礎期に学ぶべき展開科目基礎はいずれも 1 年次後期、2 年次前期に配当し、必修科目は 1 クラス 300 人規模で設定し、選択必修科目は 200 人規模で設定する。発展期に学ぶべき展開科目発展は、いずれも選択科目とし、2 年次後期、3 年次に配当する。選択科目は、1 クラス 100 人規模のクラスを設定する。

展開科目については、44 単位以上を修得するように条件を課すと同時に、展開科目基礎から必修 6 単位を含む 26 単位以上を、展開科目発展から 12 単位以上を修得するように条件を課している。さらに、展開科目基礎については、Ⅰ類（社会）の選択必修科目から 4 単位上、Ⅱ類（資源）の選択必修科目から 4 単位以上、Ⅲ類（政策・計画）の選択必修科目から 4 単位以上、Ⅳ類（交流・産業）の選択必修科目から 4 単位以上を修得するように条件を課している。展開科目基礎を優先的、重点的に履修し、同時に 4 つの類からバランスよく単位を修得するように履修条件が定められている。

以下、類ごとに教育方法とクラス規模について詳述する。

① 展開科目Ⅰ類（社会）

Ⅰ類（社会）は、地域をとりまく社会の構造及び社会意識の実態や課題について学修する科目である。

展開科目基礎では、「文化社会学」「コミュニケーション論」「地域と環境の社会学」「グローバル化論」の 4 科目 8 単位を選択必修科目として配当している。いずれも 200 人規模のクラスを設定する。

展開科目発展では、「都市とメディアの社会学」「ジェンダーの社会学」「コミュニティ論」「NPO と市民社会」「観光社会学」「文化人類学」の 6 科目を配当している。いずれも選択科目であり、1 クラス 100 人規模で設定する。

② 展開科目Ⅱ類（資源）

Ⅱ類（資源）は、地域をとりまく歴史・文化、自然など地域固有の資源のあり方と保全管理について学修する科目である。

展開科目基礎に、「地域資源論」「博物館概論」「都市建築史」「民俗学概論」「保全生態学概論」の 5 科目 10 単位を配当している。このうち「地域資源論」は、必修科目に指定し、

1クラス300人規模で設定する。これ以外の科目は選択必修科目に指定し、200人規模のクラスを設定する。展開科目発展では、「地域遺産論」「地域文化創造論」「風景計画論」「レクリエーション計画論」「文化行政・文化財行政概論」「自然/環境保護行政概論」「世界遺産論」の7科目14単位を配当している。いずれも選択科目であり、1クラス100人規模のクラスを設定する。

③展開科目Ⅲ類（政策・計画）

Ⅲ類（政策・計画）は、地域の空間構造を踏まえた将来像の構想や働きかけに有効な具体的政策及び計画のあり方について学修する科目である。

展開科目基礎に「公共政策概論」「国土・都市計画論」「地方自治論」「地域デザイン論」「都市と地域の交通」の5科目10単位を配当している。このうち1年次後期の「公共政策概論」を必修科目にし、1クラス300人規模で設定する。これ以外の科目は選択必修科目に指定し、200人規模のクラスを設定する。

展開科目発展に、「行財政概論」「まちづくり論」「農山漁村論」「住民参加と合意形成」「地域減災論」「都市保全論」「交通計画」「リノベーション論」「アートと地域振興」の9科目18単位を配当している。いずれも選択科目であり、1クラス100人規模のクラスを設定する。

④展開科目Ⅳ類（交流・産業）

Ⅳ類（交流・産業）は地域を主体とした域内外の交流のあり方や、そうした交流を通じて地域に経済効果をもたらす具体的な方策及び関連産業の枠組みについて学修する科目である。

展開科目基礎に、「観光学概論」「観光マーケティング」「観光政策・計画論」「観光事業論」の4科目8単位を配当する。このうち1年次後期に配当する「観光学概論」は必修科目に指定し、1クラス300人規模で設定する。これ以外の科目は選択必修科目に指定し、200人規模のクラスを設定する。

展開科目発展では、「観光行動論」「ホスピタリティ・マネジメント論」「地域の観光情報メディア」「旅行産業論」「宿泊産業論」「観光地経営論」「観光食マネジメント論」「世界の観光政策」「観光経済論」「田園回帰論」の10科目20単位を配当している。いずれも選択科目であり、1クラス100人規模のクラスを設定する。

カ) トピックス科目（専門教育科目）

観光まちづくりの現場や、実務により近い分野の専門家及び実務経験豊富な講師を招き、実務的なものの見方や実践的な話題に触れるトピックス科目では、「経営学概論」「地域ブランディング論」「ソーシャル・イノベーション」「運輸・観光実践論」「不動産投資論」「文化芸術政策論」「観光危機管理論」「観光まちづくりインターンシップ」を配当している。科目の内容と目的に応じて1年次から3年次まで設定している。いずれも選択科目として配当する。「観光まちづくりインターンシップ」は実習形式で、それ以外の科目は講義形式で実施する。夏季休暇中にインターンシップに参加し、事前事後の学習を行う「観光まちづくりインターンシップ」については、30人を上限として設定する。これ以外の科目は、1ク

ラス100人規模で設定する。

キ) 関連科目 (専門教育科目)

関連科目は、観光や交流という現象を学ぶ上で強く関連する他の専門分野について触れる科目であり、本学の他学部においてこれまで実施してきた学びを観光まちづくり学部にも継承する役割も果たす。「哲学・倫理学」「地理学概論」「地域と都市の経済」「神道と環境Ⅰ」「観光心理学」「神社ネットワーク論Ⅰ」の6科目12単位を配当している。配当年次は、科目の内容と目的に応じて1年次から4年次まで広く設定している。いずれも選択科目であり、講義形式で実施し、1クラス100人規模で設定する。

このほか、関連科目として、博物館学課程の科目を配当している。博物館学課程の科目とは、学芸員資格取得のために博物館法施行規則第1条によって定められている科目で、博物館の学芸員として必要な知識や技術を修得するための科目である。「博物館概論」「生涯学習概論」「博物館資料論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館教育論」「博物館経営論」「博物館情報・メディア論」「博物館実習 A、B」から成っている。「博物館実習 A、B」は実習形式で行い、それ以外の科目は講義形式で行う。

博物館学課程の科目のうち「博物館概論」は科目の内容から、資源を取り扱う展開科目Ⅱ類(資源)に分類する。それ以外の9科目は卒業要件に含めない自由科目として関連科目に配当する。学芸員資格の取得を希望する学生は、開講する10科目19単位を全て修得する必要がある。履修モデルで後述する通り、特に、歴史・文化の保存と活用を通して観光まちづくりに寄与する人材を目指す学生には、積極的に履修を薦める。

(3) 観光まちづくり学部の履修指導

ア) 教職協働によるオリエンテーションとルーム制による指導体制の構築

初年次のオリエンテーション期間には、専任教員と事務局職員が協力し、十分な時間をとってクラスガイダンスと履修ガイダンスを行う。クラスガイダンスでは、専任教員が、主としてカリキュラムの特色や教育課程の編成趣旨について、進路との関係を含めて説明し、学生の理解を深める。履修ガイダンスでは、事務局職員が、履修要綱をもとに履修条件や卒業要件を詳細に説明し、学生が4年後を見据えて履修計画を立てられるよう指導するとともに、履修規程や、その他の細かなルールの周知徹底をはかる。クラスガイダンスや履修ガイダンスは、専任教員と担当職員が事前に勉強会を行い、カリキュラムと当該年度の時間割を熟知した上で実施する。

初年次のガイダンスでは、後述する履修モデルを提示し、学生が1年次から希望する進路を意識しつつ、学習計画を立てられるよう配慮する。また、学生が無理なく卒業までの学習計画を立てるためには、各年度における時間割編成も極めて重要である。観光まちづくり学部では、学生の視点に立った学びやすい科目配置を行うよう努めていく。

また、履修指導を含めた学生生活上の相談全般には、専任教員をルーム制の担当として置くことで日常的に対応していく。新入の1年次の学生を15人単位のルームに分け、それぞれのルームの担当として専任教員が1人ずつついて、丁寧な指導に当たる。1年次前期の必修の「導入ゼミナール」は、このルーム単位で実施し、学生にとって大学生活最初

の拠点となる。授業において毎週一回は必ず顔を合わせることによって、日常的な課題の早期発見と解決が可能となる。2年次末までは、初年次に指定されたルームの担当教員が一貫して固定した15人の学生の履修相談や進路指導、生活指導等の大学生活で直面する課題の解決等、円滑な大学生活への適応と充実のために、きめ細やかな指導にあたる。特に問題を抱えた学生には面談による個別指導を行い、必要に応じて学部教授会にかけて全教員で問題を共有し、経過を見守り支援する体勢をとる。過年度学生が必修科目「観光まちづくり演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を複数同時に履修する場合、ルーム担当教員が科目担当教員と相互に連携して、学習の遅れを取り戻すことができるよう、適宜支援する。3年次以降は必修科目であるゼミナール形式の「専門ゼミナール」と「卒業研究」とで対応していく。また、ルームやゼミナールの担当教員でなくとも、全教員がオフィス・アワーを設けて細やかな学生指導を図る。

イ)「専門ゼミナール」「卒業研究」に向けた履修指導

「専門ゼミナール」と「卒業研究」では、学生は興味・関心や進路に応じて担当教員を選び、ゼミナールに所属し、原則同一の教員の継続的な指導の下で、卒業研究に取り組む。そこで、両科目での学修効果を高めるため、ゼミナールごとに履修が望ましい科目を示す。履修要綱に記載し、前述したオリエンテーションで周知するとともに、ルーム制で学生に指導する。

ウ) GPA の活用と修学指導

本学では、成績評価の公平性・透明性を維持・確保し、主体的かつ責任ある履修、学修・教育成果の向上をはかることを目的に、全学的に成績評価基準を統一し、GPA 制度を導入している。観光まちづくり学部においてもこの基準と制度を準用する。GPA 制度の運用にあたっては、その前提となる成績評価基準の明確化と厳格化を推進する。

全学的な成績評価の基準と QPI の関係及び GPA の算出方法は以下に示すとおりである。

成績評価基準と QPI

成績評価基準			
評価	基準点	合否	QPI
S	100～90	合格	4.0
A	89～80		3.0
B	79～70		2.0
C	69～60		1.0
D	59～0	不合格	0.0
R	(リタイア)		0.0

算出方法

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GPA 対象科目の QPI} \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数合計}}$$

登録した科目の単位数と成績評価ごとに定められた QPI を用い、登録した各科目の単位数に QPI を乗じた値の合計を、登録した科目の単位数の合計で割ることによって求められる。

学修状況を把握する指標は、GPA の他、データベース化された学生の出席状況、卒業要件に対する履修の進捗などである。これらの情報をルーム制、及びゼミナール制の担当教員が把握し、履修相談や進路指導、生活指導等に活用するとともに、大学生活に馴染めない学生や学生生活上の課題を抱える学生を早期に発見し、必要な措置をとる。本学では、学修支援システム K-SMAPY II を通じて、教室で行われる全ての授業の出席状況を把握することが可能である。教員は、同システムを通じて学生の修学状況、出席状況をチェックし、学生は、原則として Semester 単位でルーム制、ゼミナール制の担当教員の面談を受ける。各教員は担当する学生一人ひとりの修学状況を把握し、適切なアドバイスや指導を行うことにより、卒業まで一人の落伍者も出さないことを目標とする。なお、各年次の前期の成績結果、又は学年末の成績評価において、著しい成績不振者については、書面をもって本人及び保証人に通告し、必要に応じて専任教員による学修指導面談を受けることを義務付けている。

(4) 卒業要件

ア) 基本的な考え方

観光まちづくり学部では、卒業するために共通教育科目 26 単位以上、専門教育科目 74 単位以上を修得し、かつ 124 単位以上修得することを要件とする。

卒業要件として掲げた共通教育科目 26 単位、専門教育科目 74 単位の合計は 100 単位であり、残りの 24 単位は学生が自らの志向に基づいて共通教育科目、専門教育科目のいずれを修得してもよい。残りの単位の選択幅を設定することにより、学生の主体性を尊重する履修体系を実現している。

表：観光まちづくり学部の卒業要件

科目区分	卒業に要する単位数
共通教育科目	26 単位以上
専門教育科目	74 単位以上
自由選択領域 ・共通教育科目で 26 単位を超えて修得した単位 ・専門教育科目で 74 単位を超えて修得した単位	24 単位
合計	124 単位以上

さらに、学部の理念・目的に沿った学修を担保するために、専門教育科目については、科目区分ごとに履修条件を設定している。導入科目については、2 科目 4 単位すべてを必修科目に指定している。メソッド科目は、必修 1 科目 2 単位、選択必修 2 科目 4 単位以上を修得するように条件を課している。演習科目は、必修 6 科目 18 単位、選択必修 1 科目 2 単位以上を修得するように条件を課している。展開科目は、全体で 44 単位以上を修得するように条件を課すと同時に、展開科目基礎から必修 3 科目 6 単位を含む 26 単位以上を、展開科目発展から 12 単位以上を修得するように条件を課している。さらに、展開科目基礎については、Ⅰ類（社会）の選択必修科目から 2 科目 4 単位以上、Ⅱ類（資源）の選択必修科目から 2 科目 4 単位以上、Ⅲ類（政策・計画）の選択必修科目から 2 科目 4 単位以上、Ⅳ類（交流・産業）の選択必修科目から 2 科目 4 単位以上を修得するように条件を課している。

表：専門教育科目・科目区分別の履修条件

科目区分			履修方法	単位数
導入科目			必修科目	4 単位
メソッド科目			必修科目	2 単位
			選択必修科目	4 単位以上
演習科目			必修科目	18 単位
			選択必修科目	2 単位以上
展開科目 44 単位以上	基礎 26 単位以上	I 類（社会）	選択必修科目	4 単位以上
		II 類（資源）	必修科目	2 単位
			選択必修科目	4 単位以上
		III 類（政策・計画）	必修科目	2 単位
			選択必修科目	4 単位以上
		IV 類（交流・産業）	必修科目	2 単位
	選択必修科目		4 単位以上	
	発展	選択科目	12 単位上	
専門教育科目全体			74 単位以上	

イ) 年次別履修上限単位の設定

単位制の考え方にに基づき、授業外学修時間を 1 科目につき 60～120 分確保するために、また、観光まちづくり学部¹に在籍する 4 年間を通してバランスの良い履修を促すために、各年次における履修上限単位を設定する。

1 年次から 3 年次までの履修上限はそれぞれ 42 単位、4 年次は 48 単位を上限としている。ただし、通常の学修を進めている GPA2.20 以上の学生に関しては、履修上限を若干緩和している。すなわち 1 年次で履修上限を 46 単位、2 年次以降でそれぞれ 48 単位までの単位の履修を認め、更なる学修を推奨している。

(5) 履修モデル

観光まちづくり学部では、以下に示す人材を養成するため6種類の履修モデルを用意している。

- ①社会・生活の調査と分析を通して、観光まちづくりに寄与する人材
- ②歴史・文化の保存と活用を通して、観光まちづくりに寄与する人材
- ③自然・環境の保護と利用を通して、観光まちづくりに寄与する人材
- ④公共政策を通して、観光まちづくりに寄与する人材
- ⑤空間づくりや関連する計画づくりを通して、観光まちづくりに寄与する人材
- ⑥観光関連産業での事業・経営を通して、観光まちづくりに寄与する人材

以下では、ア) 全履修モデルに共通する特徴(履修条件)とイ) 各履修モデルの特徴に分けて説明する。

ア) 全履修モデルに共通する特徴(履修条件)

観光まちづくり学部では、全学共通の必修科目「神道と文化」の履修を筆頭に、わが国ならではの歴史・文化を理解し、多様な現代社会に関わる深い教養を身につけるため、共通教育科目について、英語(計4科目・8単位)と第二外国語(計2科目・4単位)を含む合計13科目・26単位以上を履修することを条件としている。

観光まちづくり学部の学びの導入としては、全学生が1年次前期の必修科目として「社会学概論」「まちづくりと観光」「社会調査法入門」「導入ゼミナール」を履修する。その後、1年次後期から2年次前期までの1年間をかけて、Ⅰ類(社会)、Ⅱ類(資源)、Ⅲ類(政策・計画)、Ⅳ類(交流・産業)の展開科目基礎の計18科目・36単位から、必修の「地域資源論」「公共政策概論」「観光学概論」を含めてバランスよく計13科目・26単位以上を履修することを条件としている。

以上によって、その後のいずれの進路においても求められる多様な現代社会を理解する深い教養と、観光や交流が地域にもたらす影響を多角的・批判的に理解できる(DP-A1)基本的な知識と、地域の課題解決に向けて、地域をとりまく社会構造や社会意識の様態、資源の特性を理解し、観光まちづくりの方策としての政策・計画及び交流・産業に関する知識を身につける(DP-A2)。

また、観光や交流を通じた活力あふれる地域の実現に向けて、具体的な地域の特性や課題を的確に把握・分析(DP-A3)し、自らの考えや他者に伝えたい事実について実証的根拠を明らかにし適切に伝える(DP-B2)ための基本的な方法論を学ぶメソッド科目から必修の「社会調査法入門」を含めて計3科目6単位以上を履修することを条件としている。

以上の学修と、以下で述べる履修モデルごとの学修で身につけてきた知識や技能を活用して、具体的な地域を対象とした観光や交流に関する施策の可能性と、それらが活力ある地域の実現にどのように貢献するかについて、理念と根拠に基づき自らの考えを述べる(DP-B1)思考力・判断力・表現力を身につけるために、4年間で必修18単位を含む計20単位以上の演習科目の履修を条件としていることは、観光まちづくり学部の学びの大きな特徴である。4年間にわたる演習科目の履修を通して、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度(DP-C1及びC2)を継続的に身につけていく。

イ) 各履修モデルの特徴 (資料 8)

①社会・生活の調査と分析を通して、観光まちづくりに寄与する人材養成のための履修モデル

1 年次から 2 年次にかけて共通教育科目の國學院科目群と STEM 系科目群を履修しながら、シチズンシップ科目を履修すること、観光まちづくり演習Ⅱ (地域分析) が始まる 2 年次後期以降、メソッド科目と展開科目発展のⅠ類(社会)の科目を特に多く履修しながら、展開科目発展のⅢ類 (政策・計画) の科目を多く履修することが、本モデル固有の特徴である。

観光まちづくりの体系的な基礎学習を基盤としながらも、地域を取り巻く社会の分析と計画や政策の分析・策定・実行のための能力を強化し、このアプローチから観光まちづくり演習Ⅲ (構想・提案) を始めとする共同作業の場においてリードできる人材を養成する。

進路として、公務員、コンサルタント、ジャーナリストや、NPO、NGO、出版、放送、広告、商社、IT、金融など幅広い分野で活躍する人材を想定している。

②歴史・文化の保存と活用を通して、観光まちづくりに寄与する人材養成のための履修モデル

1 年次から 2 年次にかけて共通教育科目の國學院科目群を履修すること、観光まちづくり演習Ⅱ (地域分析) が始まる 2 年次後期以降、展開科目発展からⅡ類 (資源) の科目を中心に歴史・文化を主な対象として扱う科目を各類から履修すること、博物館学課程を履修することが、本モデル固有の特徴である。

観光まちづくりの体系的な基礎学習を基盤とし、歴史・文化の保存と活用につなげていくことを目指して、地域を取り巻く社会の分析、地域の空間構造・資源の把握、計画や政策の分析・策定・実行、地域主体の交流・産業の創出のための能力をバランス良く強化し、観光まちづくり演習Ⅲ (構想・提案) を始めとする共同作業の場においてリードできる人材を養成する。

進路として、歴史・文化の保存と活用に直接関与する博物館等の学芸員や職員、公務員、歴史・文化を有する地域の観光協会・DMO・まちづくり組織の職員、歴史・文化を活用した宿泊業や旅行業の分野で活躍する人材、上記に関する情報を集め、編集し、発信する出版、放送、広告等の分野で活躍する人材を想定している。

③自然・環境の保護と利用を通して、観光まちづくりに寄与する人材養成のための履修モデル

1 年次から 2 年次にかけて共通教育科目の國學院科目群及び STEM 系科目群を履修すること、観光まちづくり演習Ⅱ (地域分析) が始まる 2 年次後期以降、展開科目発展からⅡ類 (資源) の科目を中心に自然・環境を主な対象として扱う科目を各類から履修すること、関連科目を履修することが、本モデル固有の特徴である。

観光まちづくりの体系的な基礎学習を基盤とし、自然・環境の保護と利用につなげていくことを目指して、地域を取り巻く社会の分析、地域の空間構造・資源の把握、計画や政策の分析・策定・実行、地域主体の交流・産業の創出のための能力をバランス良く強化し、

観光まちづくり演習Ⅲ（構想・提案）を始めとする共同作業の場においてリードできる人材を養成する。

進路として、自然・環境の保護と利用に直接関与する公務員や環境関連組織、観光協会・DMO・まちづくり組織の職員、自然・環境を利用した宿泊業や旅行業の分野で活躍する人材、上記に関する情報を集め、編集し、発信する出版、放送、広告等の分野で活躍する人材を想定している。

④公共政策を通して、観光まちづくりに寄与する人材養成のための履修モデル

1年次から2年次にかけて共通教育科目の國學院科目群を履修しながら、シチズンシップ科目群で法学や行政に関わる科目、専門教養科目群で経済に関わる科目を履修すること、観光まちづくり演習Ⅱ（地域分析）が始まる2年次後期以降、展開科目発展からⅢ類（政策・計画）の科目を特に多く履修しながら、メソッド科目、トピックス科目を多く履修することが、本モデル固有の特徴である。

観光まちづくりの体系的な基礎学習を基盤としながらも、計画や政策の分析・策定・実行のための能力を強化し、このアプローチから観光まちづくり演習Ⅲ（構想・提案）を始めとする共同作業の場においてリードできる人材を養成する。また、3年次以降は、トピックス科目を契機に実務的なものの見方も兼ね備えることも目指す。

進路として、公務員、コンサルタント、NPO、NGO等の職員や、出版、放送、広告の分野で活躍する人材を想定している。

⑤空間づくりや関連する計画づくりを通して、観光まちづくりに寄与する人材養成のための履修モデル

1年次から2年次にかけて、共通教育科目のSTEM系科目群を履修しながら、シチズンシップ科目群で法と社会参加に関わる科目、専門教養科目群で日本の経済に関わる科目を履修すること、観光まちづくり演習Ⅱ（地域分析）が始まる2年次後期以降、メソッド科目とトピックス科目を特に多く履修しながら、展開科目発展でⅡ類（資源）とⅢ類（政策・計画）の科目、関連科目を多く履修することが、本モデル固有の特徴である。

観光まちづくりの体系的な基礎学習を基盤とし、空間づくりや計画づくりにつなげていくことを目指して、地域を取り巻く社会の分析、地域の空間構造・資源の把握、計画や政策の分析・策定・実行のための能力をバランス良く強化し、観光まちづくり演習Ⅲ（構想・提案）を始めとする共同作業の場においてリードできる人材を養成する。また、2年次以降、トピックス科目を契機に実務的なものの見方を兼ね備えていく。

進路として、宿泊業、建設業、不動産業、運輸交通業の分野や、観光協会・DMO、まちづくり組織の職員、公務員として活躍する人材を想定している。

⑥観光関連産業での事業・経営を通して、観光まちづくりに寄与する人材養成のための履修モデル

1年次から2年次にかけて共通教育科目の國學院科目群を履修しながら、STEM系科目群で情報科学系の科目、専門教養科目群で経済経営系の科目を履修すること、観光まちづくり演習Ⅱ（地域分析）が始まる2年次後期以降、展開科目発展でⅣ類（交流・産業）の科

目とトピックス科目を特に多く履修することが、本モデル固有の特徴である。

観光まちづくりの体系的な基礎学習を基盤としながらも、地域主体の交流・産業を創出するための能力を強化し、このアプローチから観光まちづくり演習Ⅲ（構想・提案）を始めとする共同作業の場においてリードできる人材を養成する。また、1年次からトピックス科目を履修し、実務的なものの見方を兼ね備えていく。

進路として、宿泊業、旅行業、地域の観光協会・DMO等の観光産業及び、運輸交通業、起業、商社、IT、金融、広告等の観光関連部門で活躍する人材を想定している。

表：「履修モデルごとの特に多く履修する選択科目の科目区分一覧」

◎：他モデルと比べて特に多い ○：他モデルと比べて多い

モデル名	展開科目発展				メソッド科目	トピックス科目	関連科目
	I類 (社会)	II類 (資源)	III類 (政策・計画)	IV類 (交流・産業)			
①社会・生活の調査と分析を通して、観光まちづくりに寄与する人材の履修モデル	◎		○		◎		
②歴史・文化の保存と活用を通して、観光まちづくりに寄与する人材の履修モデル	○ (歴史・文化を対象とする科目)						◎*
③自然・環境の保護と利用を通して、観光まちづくりに寄与する人材の履修モデル	○ (自然・環境を対象とする科目)						○
④公共政策を通して、観光まちづくりに寄与する人材の履修モデル			◎		○	○	
⑤空間づくりや関連する計画づくりを通して、観光まちづくりに寄与する人材の履修モデル		○	○		◎	◎	○
⑥観光関連産業での事業・経営を通して、観光まちづくりに寄与する人材の履修モデル				◎		◎	

*自由科目として履修する博物館学課程を含む

6. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

ア) 「観光まちづくりインターンシップ」の位置付け

「観光まちづくりインターンシップ」は、3年次に通年で開講する選択科目である。地域で観光まちづくりや観光分野を担い、支える団体での就業体験を行い、地域や観光まちづくりへの問題意識を高めるとともに、大学卒業後の進路や地域での観光まちづくりへの取り組み方について明確なビジョンを掴むことを目的とする。「観光まちづくりインターンシップ」は、3名の専任教員が担当し、受講人数は30人を上限とする。

イ) インターンシップ受け入れ先の確保の状況

「観光まちづくりインターンシップ」を実施するにあたり、申請時点での受け入れ先は（資料 9）のとおりであり、受講上限人数以上の受け入れ数を確保できている。この他、本学で既にインターンシップ受け入れ実績のある地域等（資料 10）にも協力を依頼する。また、観光まちづくり学部の附置研究所である地域マネジメント研究センターにおける地域連携事業の中で、「観光まちづくりインターンシップ」に協力可能な地域等を随時開拓していく。

ウ) インターンシップ受け入れ先との連携体制

インターンシップ受け入れ先とは、実施に際して覚書を締結し、学生の履歴書、志望理由書を送付するほか、授業を担当する3名の専任教員が定期的に意見交換を行い、受け入れ先に実施計画書等の提出、コメント等の記入を依頼する。併せて、地域マネジメント研究センターが継続的に各地域等の課題解決を支援することで、観光まちづくり学部とインターンシップ受け入れ先との信頼関係を醸成し、緊密な連携を実現する。

エ) 成績評価体制及び単位認定方法

「観光まちづくりインターンシップ」は、①事前学修、②実習（実働10日程度）、③事後学修で構成されている。事前学修では、自己分析や履歴書、志望理由書の作成を行うとともに、実習先に関する事前調べとそれに基づくプレゼンテーションを実施する。インターンシップ実施中は、授業担当教員による巡回指導も必要に応じて行い、随時適切な学生指導を行うこととする。事後学修では、実習の振り返りと実習成果のプレゼンテーションを行い、最終的に成果報告書の提出を義務付ける。

成績評価は、事前・事後学修のプレゼンテーションや質疑応答、受け入れ先からのコメント、学生が作成する成果報告書の内容をもとに、授業を担当する3名の専任教員の合議によって決定する。

7. 取得可能な資格

観光まちづくり学部では、必要な科目を履修することによって、以下の資格を取得することができる。

資格名称	区分	備考
学芸員	国家資格	卒業要件に含まれる「博物館概論」のほか、博物館学課程科目の履修が必要

なお、当該資格の取得は卒業要件ではない。

8. 観光まちづくり学部の入学者選抜の概要

(1) 観光まちづくり学部のアドミッション・ポリシー

観光まちづくり学部では、観光や交流を通じた持続可能な地域の形成及び振興に関する学問的基盤を構築し、豊かな教養と学識を持ち、地域社会の再生、活性化及びまちづくりに貢献できる人材を養成することを目的としている。特にまちづくりの現場では、分野横断での作業が必要不可欠である。基礎的な知識を身につけるだけでなく、既存分野の壁を越えて能動的に学ぶ向上心を保持し、積極的に地域に働きかけようという展望をもつ学生、特に観光やまちづくりに関心を有し、活力ある地域社会の実現に向けて、多様な分野で活躍したいという意欲がある学生を全国から受け入れる。

観光まちづくり学部のアドミッション・ポリシーは以下のとおりとする。

- AP1 本学部で学ぶ分野に関連する教科・科目について、高等学校卒業程度の基礎学力を備える者
- AP2 地域社会やその持続可能性に対して問題意識を持ち、論理的に考え、自分の考えを表現するための基礎的な力を持つ者
- AP3 自身の興味・関心にしたがい、主体的に活動に取り組む者、またその成果について第三者からの評価を得ている者

(2) 選抜方法（入試制度）

観光まちづくり学部では、アドミッション・ポリシーに基づき、以下のとおり入学試験を実施する。なお、表中の「◎」は、特に重点を置いている項目として、具体的な試験や出願書類により確認し合否判定の基準とする等、関連度の高い項目を表し、「○」は、重点を置いている項目として、出願条件として出願書類等で確認し、入学後の教学上の参考とするものをも含めた項目を表している。また、全ての入学者選抜において、過去3年間程度で主体的に取り組んだ活動に関する記載を求め、入学後の学びに適う主体性を確認し、入学後の指導における参考資料とする。

ア) 一般選抜

区分		募集 人数	アドミッション・ ポリシーとの関係			備考
			AP1	AP2	AP3	
大学入学共通 テスト利用	5教科型	25人	◎	◎	○	
	3教科型	20人	◎	◎	○	
一般選抜 A 日程（前期）		80人	◎	○	○	
一般選抜 B 日程（後期）		29人	◎	○	○	

大学入学共通テスト、又は本学独自試験を用いて、高等学校卒業程度の基礎学力、並びに、論理的思考に基づき一定の答えを導き表現する力を有しているかを確認する。大学入学共通テスト、及び本学独自試験の入試科目・教科は以下のとおりである。

①大学入学共通テスト利用（5教科型）

教科	科目	備考
外国語	「英語」（リスニングを含む）、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」から1科目	必須科目
国語	「国語」（近代以降の文章）	左記6教科より高得点上位4科目を合否判定に利用
地理歴史・公民	「世界史B」、「日本史B」、「地理B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」から1科目 ※第1解答科目・第2解答科目の成績ともに利用可	
数学①	「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」から1科目	
数学②	「数学Ⅱ」、「数学Ⅱ・数学B」から1科目	
理科①	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」から2科目	
理科②	「物理」、「生物」、「化学」、「地学」から1科目 ※第1解答科目の成績のみ利用可	

②大学入学共通テスト利用（3教科型）

教科	科目	備考
外国語	「英語」（リスニングを含む）、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」から1科目	必須科目
国語	「国語」（近代以降の文章）	左記6教科より高得点上位2科目を合否判定に利用
地理歴史・公民	「世界史B」、「日本史B」、「地理B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」から1科目 ※第1解答科目の成績のみ利用可	
数学①	「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」から1科目	
数学②	「数学Ⅱ」、「数学Ⅱ・数学B」から1科目	

理科①	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」から2科目	
理科②	「物理」、「生物」、「化学」、「地学」から1科目 ※第1解答科目の成績のみ利用可	

③一般選抜 A 日程（前期）

教科	科目	備考
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ	必須科目
選択科目①	日本史B、世界史B、政治・経済、数学（数学Ⅰ・A・Ⅱ・B）から1科目	
選択科目②	国語総合（現代文・古文・漢文）、理科（物理〔物理基礎・物理〕、化学〔化学基礎・化学〕、生物〔生物基礎・生物〕から択一）から1科目	国語総合は、現代文（必須）〈70点〉、現代文・古文・漢文から択一〈30点〉

④一般選抜 B 日程（後期）

教科	科目	備考
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ	必須科目
国語	国語総合（現代文）、現代文B	国語又は数学から1科目選択
数学	数学Ⅰ・数学A	

イ) 学校推薦型選抜

区分	募集人数	アドミッション・ポリシーとの関係			備考
		AP1	AP2	AP3	
附属・系列高校	35人	◎	○	○	
協定校	1人	◎	○	○	大学として高大連携協定を締結している高校を対象とした選抜
指定校	45人	◎	○	○	

学校長の推薦を必須とし、高等学校等における成績を「学習成績の状況（評定平均値）」で、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価を学校長からの推薦書で確認する。また、附属・系列高校と協定校については、外部英語検定試験 CEFR A2 以上【実用英語技能検定（英検）CSE2.0 スコア 1,700 以上、GTEC（4 技能）690 点以上、TEAP（4 技能）135 点以上、TEAP CBT235 点以上、

TOEIC L&R 及び S&W385 点以上 (L/R225 点以上、S/W160 点以上) (4 技能)、ケンブリッジ英語検定試験 120 点以上、TOEFL iBT スコア 42 点以上、IELTS : オーバーオール・バンド・スコア 4.0 以上】を出願要件とする。さらに協定校と指定校については、小論文と面接を課し目的意識や適性を測る。

ウ) 総合型選抜

区分	募集 人数	アドミッション・ ポリシーとの関係			備考
		AP1	AP2	AP3	
A0 (公募制自己推薦)	55 人	○	◎	◎	2 段階選抜
外国人留学生	10 人	◎	○	○	

A0 入試 (公募制自己推薦) については、2 段階選抜とし、第 1 次選考として、①地域分析レポート (1,200 字以内)、②課題解決策提案シート (A3 サイズ用紙片面 1 枚)、③志望理由書 (1,000 字以内)、④活動レポート (200~800 字以内) を課し、第 2 次選考として、課題解決策提案シートの説明及び質疑を課し、目的意識と適性を測る。なお、社会人に対しても、A0 (公募制自己推薦) と同一の内容で、同時に選抜を行う。

外国人留学生入試は、「日本語能力試験」で N1 レベル相当であることを出願資格とする。出願資格を満たしている受験生には、日本語による小論文と面接を課し、目的意識の他、日本語の「読む、書く、話す」能力を改めて確認する。入学に際しては、日本在住の保証人を立てることを入学手続きの要件とする。

上記のとおり本学に入学する外国人留学生は、入学時点で一定程度の日本語能力を有している。したがって、学修面では、日本人学生と同様の支援を行うことで対応可能である。支援は原則として個別対応であり、それぞれの悩みに応じて教職員が寄り添い、指導を行っている。

留学生に対しては、学費の 30% を減免することで、日本における生活基盤が安定するよう配慮している。また、毎年 4 月と 10 月に学生生活課が留学生を対象としたオリエンテーションを実施し、その中で在留資格の確認、生活面での悩み相談などを行っている。この他、日本人学生との交流を深めることを目的とした企画を国際交流課が毎年実施している。観光まちづくり学部の留学生に対しても、同様の支援を行い、留学生が安心して生活を送ることができるよう努めていく。

(3) 選抜体制

ア) 入学者選抜に係る組織・体制

本学の入学者選抜に係る組織・体制は (資料 11) に示すとおりである。本学では、全学部が統一的な体制で入学者選抜を行なっている。入学者選抜に係る最終決定機関として各学部教授会があり、その他に入学制度に関する基本方針と中長期的な計画を審議する入学部委員会と、当該年度の入学制度及び入学試験の運営に関する事項を担当する入学試験委

員会がおかれ、各学部から選出された委員と事務局選出委員が協働し審議又は運営にあたっている。観光まちづくり学部開設後は、観光まちづくり学部教授会が観光まちづくり学部における入学者選抜の最終決定機関となり、入学部委員会及び入学試験委員会にも専任教員が委員として参画する。なお、開設前であっても、令和4(2022)年度の入学者選抜のために専任教員就任予定者を中心に準備教授会を組織し、また入学部委員会及び入学試験委員会にも専任教員就任予定者がオブザーバーとして出席することにより、大学全体の枠組みと観光まちづくり学部として定めたアドミッション・ポリシーに沿って厳正な入学者選抜が行われるよう配慮する。

イ) 入学試験の実施と入学者の決定

当該年度の入学試験の運営に係る一切は、入学試験委員会によって執り行なわれている。入学試験の結果についても同委員会の下で厳格に管理されている。入学者は、各学部に設けられた入学試験判定小委員会が入学試験の結果に基づき判定原案を作成し、各学部教授会の審議を経て決定される。入学試験判定小委員会は、各学部の学部長、副学部長、教務部委員、入学試験委員のほか、入学担当理事、大学事務局長、入学課長、入学試験委員長、その他学部長が許可した者をもって構成し、入学試験の合否判定が公正に実施されていることへのさらなる担保として機能している。観光まちづくり学部においても、この枠組みに沿って行なう。なお、令和4(2022)年度の観光まちづくり学部の入学者選抜においては、専任教員就任予定者で判定小委員会及び準備教授会を組織し、入学者の決定を行なうものとする。

ウ) 入学前教育の実施

入学手続きから入学まで一定の期間がある学校推薦型選抜・総合型選抜における入学予定者には、入学前教育を課すことで、入学までの学力の維持・向上を図ることとする。具体的には、本学では日本語力と英語力の育成に力を入れているため、入学前学習講座として、「小論文講座」と「英語講座」の受講を課す。入学後の学修過程では、試験や課題レポートなど、論理的思考に基づき、まとまった文章を作成することが求められ、また、論理的思考力や基礎的な語学力は、卒業後に社会で活躍するためにも重要なものであることから、「小論文講座」では、コミュニケーションの基本となる日本語力と文章表現力を学び、「英語講座」では、実践的な英語力を養い、大学での学修に備えることを目的としている。さらに、「数学講座」の受講を推奨し、高校までの数学の基礎を学び直すことで、課題解決に求められる論理的思考力と基礎スキルを十全に身につける機会とする。

9. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 観光まちづくり学部における教員組織編成の基本方針

教育課程編成の特色でも述べたように、観光まちづくり学部の大きな特色は、深い地域理解の上に立った、地域の実情に即した課題解決型教育である。「2. (2) P.11」で述べたように観光まちづくりの視点から、活力あふれる地域を実現するための方法論を構築し、その実践を担う人材の養成を目標とするものである。こうした教育課程を編成するにあたり、観光まちづくり学部の教員組織は、地域における観光とまちづくりの実践について、多様な専門性を有した専任教員 30 名で構成する。

その内訳は、社会学分野の専任教員 13 名、まちづくりを中心とした工学及び農学の分野の専任教員 11 名、民俗学などの文学分野の専任教員 2 名、法学分野の専任教員 1 名、情報学分野の専任教員 1 名のほか、コミュニケーションの手段としてのデザインを専門とする専任教員 2 名を配置し、研究と実践の両面から課題解決型教育を支えている。また、専任教員 30 名のうち 17 名が、まちづくり又は観光に関連した分野の博士の学位を有している [様式 3 号・別添 1 (専任教員の年齢構成・学位保有状況) 参照]。

各専任教員は、特に演習科目において連携・協働して教育に当たる仕組みを取っている。また、活力あふれる地域を実現するための方法論を構築するためには理論的・学術的教育と同時に、深い実務の経験に裏打ちされた説得力のある課題解決型の教育が必要である。展開科目発展の一部およびトピックス科目においては、理論的・学術的な教育経験が豊富な、あるいは多方面にわたる実務経験が豊富な兼任・兼任教員が、専任教員と連携をとりつつ、担当することによって観光まちづくりの広範な裾野を過不足なくカバーすることとしている。

以上の教員組織編成によって、複数の学問分野の融合による、地域理解の上に立って、地域の実情に即した課題解決型の教育を目指すという観光まちづくり学部設置の理念・目的が具現化できると考えている。

以下、教育上主要と認める専門教育科目の科目区分ごとに、これらが専任の教員を中心に担われていることを詳述する。

ア) 導入科目

1 年次前期の導入期の専門教育を担う導入科目は、いずれも必修の「社会学概論」と「まちづくりと観光」の 2 科目から成っている。この 2 科目は、専任教員 5 名が担当する。

イ) メソッド科目

主として分析技術や表現の方法を学ぶメソッド科目では、1 年次前期の必修科目「社会調査法入門」を専任の教員が担当する。これ以外の 8 科目についても、専任教員が中心に担当する。

ウ) 演習科目

観光まちづくり学部の理念・目的を体現する中核的な科目で、「導入ゼミナール」「基礎ゼミナール A、B」「観光まちづくり演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「専門ゼミナール」「卒業研究」から構成されている。必修科目「導入ゼミナール」は専任教員 20 名、「基礎ゼミナール A」は専任教員 18 名、「基礎ゼミナール B」は専任教員 17 名、必修科目「観光まちづくり演習Ⅰ」は専任教員 6 名、必修科目「観光まちづくり演習Ⅱ」は専任教員 27 名、必修科目「観光まちづくり演習Ⅲ」は専任教員 26 名がそれぞれ担当する。

卒業研究につながる 3 年次必修の「専門ゼミナール」と 4 年次必修の「卒業研究」は 29 名の専任教員が担当する。

エ) 展開科目

展開科目は専門分野に応じてⅠ～Ⅳ類に分類し、さらに 1 年次後期から 2 年次前期の基礎期に主として学ぶ展開科目基礎と 2 年次後期からの発展期に主として学ぶ展開科目発展から構成されている。

展開科目基礎は 18 科目から構成され、必修 3 科目、選択必修 15 科目を専任教員 18 名が担当する。これらの科目はすべて観光まちづくりの方法論に結びつく基礎的な科目である。展開科目発展は 32 科目から構成され、うち 23 科目を専任教員 20 名が担当し、残り 9 科目を観光学の理論的・学術的な教育経験が豊富な、あるいは多方面にわたる実務経験が豊富な兼任教員が、専任教員と連携をとりつつ担当する。

オ) トピックス科目

「観光まちづくりインターンシップ」は、受け入れ先との十分な調整を図るため、専任教員複数名が担当することとしている。なお、観光まちづくりの現場や、実務により近い分野の専門家及び実務経験豊富な者が兼任教員として 7 科目を担当する。

カ) 博物館学課程

博物館学課程の科目は学芸員の資格取得のための科目である。博物館学課程の科目は、学芸員の資格を有し、文化庁で文化財の保全に携わっていた専任教員 1 名を配置し、この教員を軸に運営する。専門性の高い科目のため、科目の内容に応じて、現役の博物館学芸員を兼任として充てるなどしている。

(2) 教員組織の年齢構成（完成年度：令和8年3月31日時点の年齢構成）

観光まちづくり学部の完成年度末の専任教員の年齢構成は、30～39歳が2名、40～49歳が8名、50～59歳が6名、60～64歳が7名、65～69歳が4名であり、70歳以上が3名となっている。完成年度末時点において、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない年齢構成となっている。

[様式 3 号・別添 1（専任教員の年齢構成・学位保有状況）参照]

本学の定年は、「國學院大學専任教職員の定年に関する規程」（資料12）で70歳と規定している。観光まちづくり学部の完成年度末までに定年を延長する教員は2名で、当該教員の採用については「國學院大學専任教職員の定年に関する規程」第4条を適用し、令和3（2021）年1月28日開催の理事会にて審議、承認されている。定年を延長する教員は、都市計画及び農学分野を専門としているため、後任の補充は、同分野からの若手専任教員の補充を計画している。

学部全体の年齢構成はバランスがとれており、50歳代の教員を中核として、若手・中堅とベテラン教員が協働しつつ相互に刺激しあうことで、教育研究水準の維持向上と教育研究の活性化を図ることができる。

10. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

たまプラーザキャンパスは、平成4(1992)年に1・2年生用の教養キャンパスとして開学し、約3,000人が学んでいた。通学キャンパスの再編に伴い、既存4学部(文学部・法学部・経済学部・神道文化学部)が1年から4年まで渋谷キャンパスで学ぶこととしたことを受け、平成21(2009)年4月にたまプラーザキャンパスをメインキャンパスとする人間開発学部を設置し、以降、約1,300名の通学キャンパスとして整備、運用してきた。

たまプラーザキャンパスは、67,692㎡の校地に1号館(教室棟・購買部等)16,263㎡、2号館(研究室・図書館・食堂・学生ラウンジ等)4,596㎡、3号館(研究室・演習室等)1,343㎡、若木21(教室棟・研究室・食堂)9,035㎡、5号館(課外活動施設)4,834㎡、SPORTS SQUARE 1(体育館)(アリーナ・剣道場・測定室等)5,651㎡、野球場18,050㎡、球技場(全面人工芝・全天候トラック)16,167㎡、SPORTS SQUARE 2(体育館)644㎡、SPORTS SQUARE 3(体育館、トレーニングルーム、ミーティングルーム、柔道場、多目的フロア)4,068㎡、テニスコート5面(内3面がオムニコート)5,639㎡の施設・設備を擁する。また、このたまプラーザキャンパスには豊富な緑地、及び空地を有しており、特に『萬葉集』に詠まれている150数種の萬葉植物を植栽した萬葉の小径(緑地帯5,366㎡)や前庭・中庭・校舎ピロティ(1,530㎡)等にベンチなどを配置し、学生の散策、休息や語らいの場として開放している。また、校舎内にも合わせて2,432㎡の学生ホール・ラウンジを配置しており、学生の自習や集会の場として提供している。

授業に関連する教室や運動場・体育館(SPORTS SQUARE 1~3)についての詳細は以下の「(2)校舎等施設の整備計画」において説明するが、これらの施設は、授業に支障がない範囲で学生の課外活動に便宜を図って活用している。

上記以外にも、渋谷キャンパスに26,217㎡、相模原キャンパスに18,590㎡の校地を保有しており、観光まちづくり学部の収容定員を含めても設置基準面積を十分に満たしている。なお、観光まちづくり学部の設置に伴う新しい校地等の整備計画は予定していない。

(2) 校舎等施設の整備計画

たまプラーザキャンパスには、主に教室等が配置されている1号館、図書館や食堂が配置されている2号館、図書館収蔵庫や課外活動に利用されている5号館、体育施設として3つの体育館(SPORTS SQUARE 1~3)があり、申請時点においても既に十分な教育環境が整備されている。これらの施設に加えて、観光まちづくり学部設置にあたり、従来学生の課外活動施設として利用していた若木21を改修し、観光まちづくり学部の専任教員研究室や演習室、教室、ラーニング・コモンズ等を配置する。

若木21の整備完了後は、教室等の数、面積(規模)共に拡大し、教育環境はさらに充実したものとなる。参考として、完成年度(令和7年度)のたまプラーザキャンパス時間割案(資料13)を添付する。

ア) 研究室（教員居室）及び演習室

若木 21 の中に、専任教員 1 人に付き 1 室、約 24 m²の個人研究室を用意する。研究室には、各居室に連続する形で演習室約 40 m²（収容人員 25 人程度）を併設する。この演習室は、1 年次の必修科目「導入ゼミナール」、1・2 年次の選択必修科目「基礎ゼミナール A、B」、3 年次の必修科目「専門ゼミナール」、4 年次の必修科目「卒業研究」で利用する。また、授業時間外でも学生が課題等に取り組むスペースとして活用でき、4 年間を通してきめ細かい個人指導やゼミナール、グループ学習及び作業の充実を可能としている。すべての演習室にグループ学習及び演算作業等に使用可能なノートパソコンを設置する計画である。

イ) 普通教室

普通教室については、若木 21 内に小規模教室（収容人員 30 人程度）1 室、中規模教室（収容人員 150～200 人程度）5 室、及び多目的ホール（収容人員 300 人程度）を配する。そのうち、中規模教室及び多目的ホールには、オンライン授業と対面授業を組み合わせで実施する、いわゆるハイブリッド型授業に対応可能な AV 機器を備える。観光まちづくり学部では、これらの教室に加えて、たまプラーザキャンパス1 号館内の教室（教室の収容人数 56～500 人規模）を人間開発学部と共用して使用し、当該キャンパスでの開講コマ数以上の教室数は確保できている。令和 2（2020）年度における改修にて 1 号館よりバイオメカニクス実験室、生理学実験室、トレーニングルームを SPORTS SQUARE 1 に移動、普通教室を 4 室増やしている。

ウ) 特殊教室等

観光まちづくり学部設置申請にあたり、令和 2（2020）年度よりたまプラーザキャンパスの施設を一部改修し、観光まちづくり学部の教育目的に相応しい施設、設備の充実に努める。既存施設を含めた、主な特殊教室の概要は以下のとおりである。

①ラウンジ（ラーニング・コモンズ）

観光まちづくり学部が主に使用する若木 21 の各階には、学生が授業以外の時間を活用して自由に学習、議論できるスペースとしてラウンジ（ラーニング・コモンズ）を複数配置する。ラウンジ（ラーニング・コモンズ）には、可動式の机と椅子を置き、個別の学習の他、用途に応じて適宜机と椅子を組み合わせ、グループでの共同作業に取り組むことも可能としている。また、ラウンジ（ラーニング・コモンズ）の一部には、共用 PC とプリンターを設置し、発表資料の作成や印刷に活用できるようにする。研究室・演習室フロアには、複合機を設置、研究成果や資料印刷に供する。

②スタジオ

グループワークを行うための施設として、若木 21 内に約 150 m²のスタジオを 3 部屋用意する。スタジオには、作業台を島状に配置し、90 インチ超の高精細ディスプレイを 2 台設置、小さなグループに分かれた共同作業を行うことができるようにする。また、作業に必要な備品等や作業途中の資料を保存できるキャビネットを配置する。スタジオは、授業

時間外の利用を認め、取り組む課題の内容に応じて前述のラーニング・コモンズや演習室と併せて活用することで、学生の授業外学習の幅が広がることが期待される。

③コンピュータ教室

「コンピュータと情報Ⅰ、Ⅱ」「多変量解析」「地理空間情報分析」等、PCを利用する各種授業科目に対しては、コンピュータ教室（収容人員 60 人）、コンピュータ自習室 1（収容人員 60 人）、コンピュータ自習室 2（収容人員 30 人）を人間開発学部と共用して活用する。また、授業時以外は常時学生の自習用に開放する。

なお、たまプラーザキャンパスの全ての建物には無線 LAN 接続機器が用意されており、コンピュータ教室以外でも、ノートパソコンやタブレットをインターネットに接続し、授業を行うことが可能である。また、学生は、教室内はもとよりラウンジ（ラーニング・コモンズ）や休憩スペース等でも各自の PC 等をインターネットに接続し、学習することが可能である。1 号館地下 1 階から 2 階のラウンジには、個人学習環境確保のため、キャレルを多数配置する。

エ) 運動施設

①運動場

運動場としては、球技場、テニスコート、野球場が整備されている。

球技場は天然芝で整備され、面積は 16,167 m²である。授業に利用する教材が収納できる用具庫を隣接している。

球技場に隣接したオムニコートを利用し、テニスなら 3 面 3,102 m²の広さで、ポールを取り外せばフットサルコートが取れるようになっている。さらに、クレーのテニスコート 5 面 5,639 m²が別途あり、倉庫がそれぞれのコートに設置されているので、コート整備や用具庫としても授業に都合よく利用できる体制が整備されている。

さらに 18,050 m²の硬式野球にも対応できる野球場を有し、同時に 2 面、練習用であれば各コーナーから 4 面が取れる広さを確保している。

以上のように、屋外施設だけでも同時に複数の授業が開講できる施設を有している。これらの屋外施設のために、シャワー施設のある更衣室、トイレなどの管理棟がオムニコート横にある。

②体育館（SPORTS SQUARE 1～3）

たまプラーザキャンパスには、3 つの体育館を配置する。

SPORTS SQUARE 1 の 1 階アリーナは、1,309 m²あり、バスケットボールコートなら 2 面、バドミントンコートなら 8 面確保できる広さである。2 階吹き抜け外周をジョギングロードとして開放、雨天時のウォーミングアップ等に活用している。地下 1 階には、剣道場（308 m²）と用具庫がある。また、地下にある更衣室（男子用 160 m²、女子用 103 m²）には、別途シャワールームとパウダールームを用意している。コイン式の個別の保管ロッカーと靴箱が別々に設置されており、男女それぞれ 200 人が使えるよう配置されている。

SPORTS SQUARE 2 は、1,217 m²で、バドミントンコート 3 面が取れる広さであり、急な雨天時には、テニスのボレー練習などにも利用できる。

令和 2 (2020) 年度からは、新たに SPORTS SQUARE 3 の供用を開始した。

地下 1 階のトレーニングルームは、537 m²あり、体幹・筋力を強化する機器類を設置している。低酸素ルーム 1 (約 18 m²)、低酸素ルーム 2 (約 18 m²) も備え、身体への負担が少なく、短時間で強度の高いトレーニングが可能となっている。

1 階には学生ラウンジ (98 m²)、多目的スペース (183 m²) があり、テニスコート及び SPORTS SQUARE 2 使用者の休憩場所、練習前後のチーム全体ミーティング、外部講師を招いての講演会、講習会等にも対応できる広さを有している。ミーティングルーム 1~3 (各 55 m²) は、他校対戦チーム及び地域スポーツ団等の控えスペース、部会毎のミーティング等に利用可能としている。

2 階には柔道場 (603 m²) を設置し、公式試合場が 2 面取れる広さを確保している。空調機能を完備し、夏期における熱中症対策も整備済みである。体幹を鍛える鉄砲柱、天井吊りロープ、ボルタリング設備も有している。

3 階には多目的ホール (624 m²) を設置、半面で弓道が行える様、射場 (4~5 人) 及び簡易安土を整備している。卓球場としても活用、公式試合場として 4 面取れる広さを確保している。

なお、2 階に男子ロッカー室 (72 m²)、シャワー室 (30 m²)、3 階に女子ロッカー室 (46 m²)、シャワー室 (18 m²) が用意されている。別途ランドリー室 (共用 12 m²、女子用 6 m²) が設置されており、男子 120 人、女子 70 人が使えるように配置されている。

オ) 学生支援施設

学生が心身ともに安全に大学生活を送ることができるよう、保健室・学生相談室 (81 m²) を設置している。それぞれに資格を有した保健師、又はカウンセラーを配置するなど十分な体制を整えている。

カ) 課外活動施設

たまプラーザキャンパス内の 5 号館 (4,834 m²) 内に、課外活動諸室を整備している。文化系・体育系部会の部室 27 室をはじめ、ボクシングルーム (120 m²)、音楽練習室 (195 m²)、和室 (42 m²)、音楽系個人レッスン室 6 室 (64 m²)、演劇練習室 (157 m²)、アトリエ (80 m²) 等各種課外活動に対応できるよう配慮している。

キ) 学生厚生施設

1 号館地下 1 階には売店 (146 m²) を完備し、2 号館 1 階及び若木 21 の 5 階には学生食堂 (合計 1,240 m²) を設置し、観光まちづくり学部設置後も十分な学生サービスを提供できる施設が整備されている。

ク) 地域マネジメント研究センター

観光まちづくり学部の設置に併せて、学部の研究所として「地域マネジメント研究センター」を若木 21 に設置する。地域マネジメント研究センターは、講演会・シンポジウム・課外講座の開催、地域との共同研究、出版、資料の収集整理などを通して、大学と地域との連携強化を図る。また、3 年次に開講する「観光まちづくりインターンシップ」を

はじめとするインターンシップの受け入れ先や就職先を拡充させていく窓口としての機能も果たしていく。

(3) 図書資料及び図書館の整備計画

本学では渋谷キャンパス、たまプラーザキャンパスにそれぞれ図書館を設けている。渋谷キャンパス図書館は、平成 20 (2008) 年に竣工した学術メディアセンター内にあり、開架スペース 2,933.5 m²、書庫スペース 2,011.69 m²を有している。収蔵可能冊数は約 180 万冊、閲覧席数は 552 席である。たまプラーザ図書館は、2,345 m²の広さで、全開架方式を採用している。収蔵可能冊数は約 35 万冊、閲覧席数は 312 席である。観光まちづくり学部はたまプラーザキャンパスに設置するため、主に同キャンパス内の図書館を活用することになるが、必要に応じて渋谷キャンパス図書館も他学部と同様に利用することが可能である。両キャンパスの貸し出しにおける図書の移動は、毎週月・水・金曜日に定期便を設けているため、緊急でない場合は、キャンパスを移動せずとも中 1 日で指定の図書を手にすることができる。

図書検索システムとして、平成 18 (2006) 年度から蔵書検索システム「K-aiser」(Kokugakuin university Academic Information network SERvice)を導入している。これにより、図書館(渋谷・たまプラーザ)・学部資料室所蔵分約 140 万冊の和・洋単行資料の書誌情報がデータベース化され、コンピュータ端末からの検索及び請求、貸出処理、DVD-ROM 資料への簡単なアクセスなどの利用者サービスを提供している。その他として、Web 資源収集と個人利用状況の確認ができる利用者サービスや、携帯電話から蔵書検索、個人利用状況、開館予定の情報を提供する携帯電話用図書館システム「mobile K-aiser」とも連携稼働している。

さらに、教育・研究環境の急激な変化に対応し、利用者へのサービス向上を図るべく、「横浜市内大学図書館コンソーシアム(神奈川大学、関東学院大学、慶應義塾大学、國學院大學、鶴見大学、桐蔭横浜大学、東京都市大学、東洋英和女学院大学、フェリス女学院大学、明治学院大学、横浜国立大学、横浜商科大学、横浜市立大学)」「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム(青山学院大学、学習院大学、國學院大學、東洋大学、法政大学、明治大学、明治学院大学、立教大学)」「渋谷 4 大学連携協定(青山学院大学、國學院大學、実践女子大学・短期大学部、聖心女子大学)」により他大学との連携を形成し、相互協力に関する協定を締結している。

観光まちづくり学部の開設にあたり、公益財団法人日本交通公社が設置する「旅の図書館」と連携を行う。観光関連分野の図書、資料、統計・白書など収集すべき図書等について、収集リストの作成支援、実際の収集支援(特に各地の観光統計資料等)、図書館司書有資格者による訪問支援などを予定している。また、観光まちづくり学部の教員や学生の希望に応じて、「旅の図書館」から「たびとしょカード」の発行を受け、同図書館が所蔵する約 7 万冊の図書・資料・統計・ガイドブック等を無料で閲覧することができる。

申請時点で本学が所蔵している、観光まちづくり学部の教育研究に関する図書は 131,998 冊である。その内訳は下記のとおりである。

- ①總記 (000)
- 文化交流機關 063 : 37 冊
- 博物館 069 : 1,972 冊
- ②哲学 (100)
- 普通心理学・心理学各論 141 : 2,383 冊
- ③歴史 (200)
- 地理・地誌・紀行 290 : 14,228 冊
- ④社会科学 (300)
- 社会科学理論・方法論 301 : 671 冊
- 社会科学政治・經濟・社会・文化事情 302 : 5,171 冊
- 社会科学論文集・評論集・講演集 304 : 1,980 冊
- 社会科学団体 306 : 83 冊
- 人口・土地・資源 334 : 2,544 冊
- 財政政策・財務行政 343 : 897 冊
- 地方財政 349 : 968 冊
- 統計 350 : 5,171 冊
- 社会学 361 : 12,212 冊
- 風俗習慣・民俗学・民族学 380 : 27,026 冊
- ⑤自然科学 (400)
- 数学 410 : 2,939 冊
- 力学 423 : 168 冊
- 地球科学・地学 450 : 3,114 冊
- 生物地理・生物誌 462 : 118 冊
- 生態学 468 : 337 冊
- 植物学 470 : 944 冊
- 動物学 480 : 2,143 冊
- 衛生学・公衆衛生・予防医学 498 : 5,737 冊
- ⑥技術・工学 (500)
- 技術・工学論文集・評論集・講演集 504 : 142 冊
- 技術・工学団体 506 : 17 冊
- 建設工学・土木工学 510 : 6,808 冊
- 建築学 520 : 3,443 冊
- 運輸工学・車両・運搬機械 536 : 29 冊
- 自動車工学 537 : 61 冊
- 情報工学 548 : 135 冊
- 製造工業 580 : 1,461 冊
- 食品・料理 596 : 565 冊
- 住居・家具調度 597 : 20 冊
- ⑦産業 (600)
- 産業論文集・評論集・講演集 604 : 6 冊

産業団体 606 : 221 冊
造園 629 : 392 冊
畜産業 640 : 377 冊
林業 650 : 752 冊
水産業 660 : 730 冊
商業 670 : 14,174 冊
運輸・交通（観光産業を含む）680 : 5,173 冊
電気通信事業 694 : 176 冊
放送事業 699 : 525 冊

⑧芸術 (700)

芸術史・美術史 702 : 3,546 冊
芸術論文集・評論集・講演集 704 : 690 冊
グラフィックデザイン・図案 727 : 425 冊
撮影技術 743 : 23 冊
写真集 748 : 189 冊
工芸 750 : 196 冊
茶道 791 : 753 冊
花道[華道]793 : 126 冊

観光まちづくり学部設置にあたっては、現在の蔵書に加えて社会科学（300）、技術・工学（500）、及び産業（600）関係の書籍、特に観光産業（689）を重点的に取り揃えていくが、一つの専門分野だけに特化するのではなく、学際的分野にも触れられるよう十全の教育環境を整備する。

定期刊行物（学術雑誌を含む）としては、以下をはじめとして既に多数購読している。

社会学評論（日本社会学会）、スポーツ社会学研究（日本スポーツ社会学会）、村落社会研究（日本村落研究学会）、マス・コミュニケーション研究（日本マス・コミュニケーション学会）、労働社会学研究（日本労働社会学会）、日本労働社会学会年報（日本労働社会学会）、観光白書（国土交通省）、観光社会学研究（観光社会学会）、日本観光文化研究所研究紀要（近畿日本ツーリスト日本観光文化研究所）、観光産業総覧（観光産業研究所）、都市計画論文集（日本都市計画学会）、都市計画（日本都市計画学会）、新都市（都市計画協会）、建築史（建築史研究会）、都市計画法令要覧（国土交通省都市局都市計画課）、自然と文化：みんなで守る（日本ナショナルトラスト）、文化財科学（日本文化財科学会）

さらに、学術雑誌等（資料 14）を中心に、上記の図書で示した分野に関するものを揃え、教育と研究の向上を図る計画である。

既に利用可能なデジタルデータベース、電子ジャーナルは、大学ホームページ（<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/lifesupport/library/p2>）に一覧化されており、

学内ネットワークの中であれば、学内ネットワークに接続するためのアカウントでアクセス・利用が可能である。主なものは、次のとおりである。

区分	名称
(学術情報〈総合〉)	Academic OneFile
	Early English Books Online
	General OneFile
(論文・雑誌)	EBSCO host
	The Economist: Historical Archive 1843-2010
	JSTOR Archive License (Arts & Sciences II, III, IV, VI Collection)
	MAGAZINE PLUS
	Press Reader
	ProQuest Dialog
	PubMed
(政治・法律)	地方自治関係資料 1974-2015 オンライン版
	第一法規法情報総合データベース
	Lexis 360
	Super 法令 Web
(経済・統計)	都道府県統計書データベース
	EBSCO host (“Academic Search Premier” “Business Source Premier” “Regional Business News”)
	Emerald Insight
	Science Direct
	Wiley Online Library
(自然科学)	メディカル・オンライン

観光まちづくり学部設置にあたっては、(資料 14) に示した学術雑誌等のうち、電子的に入手可能なものについて新規に購読する。前述のとおり、デジタルデータベース、電子ジャーナルには、学内ネットワークへの接続のためのアカウントで接続可能であり、学内であれば常時利用が可能である。同時接続数には上限があるが、図書館事務課が同時接続数を常時モニタリングしており、恒常的に上限を超えるデジタルデータベース等については、契約内容を見直し、同時接続数の上限を増やすなどしている。また、令和 2 (2020) 年後期からは、VPN 接続を活用し、学外からもデジタルデータベースにアクセスし、利用することができるようになっている。観光まちづくり学部設置後も、これらの取り組みを継続し、教育・研究が充実したものとなるよう環境を整えていく。

11. 管理・運営

本学の教学面における管理・運営体制としては、教学関係の諸委員会、大学執行部会議、学部長会、学部教授会、全学教授会が挙げられる。

全学教授会、学部教授会のそれぞれの審議事項、権限、運営方法等については、「國學院大學教授会運営規程」（資料 15）に規定されており、各学部で独自の教授会規程は制定していない。観光まちづくり学部においても、これに倣い、現行の「國學院大學教授会運営規程」を適用することとする。

以下には、観光まちづくり学部の教学面における管理・運営体制について、現在の体制を説明しながら、述べることとする。

（1）現在の管理・運営体制

ア）教授会

全学教授会と学部教授会については、「國學院大學学則」第 3 章（第 19 条～第 27 条）と「國學院大學教授会運営規程」に、構成員、審議事項、権限、運営方法などが明記されている。

全学教授会は、学長を議長として年 6 回開催され、その審議事項は、①全学教授会の承認を要する役職者及び委員等の選出に関する事項、②教員の待遇及び厚生に関する事項、③全学にかかる教育課程に関する事項、④学則及び全学にかかる諸規程の制定改廃に関する事項、⑤その他、全学的な学事に関する事項である。

学部教授会は、学部長を議長として通常月 1 回開催され、①教授、准教授、助教、助手及び兼任の講師の人事に関する事項、②学部教授会の承認を要する役職者及び委員等の選出に関する事項、③入学制度に関する事項、④学部にかかる教育課程に関する事項、⑤入学・休学・退学・転学・留学・除籍・卒業等に関する事項、⑥学生の支援及び賞罰に関する事項、⑦試験及び成績等に関する事項、⑧学部にかかる諸規程の制定改廃に関する事項、⑨その他学部の学事に関する事項について審議する。

観光まちづくり学部教授会においても、現在の教授会運営規程を適用する。

イ）学部長会

学部長会は、「國學院大學学則」及び「学部長会規程」（資料 16）に規定されている教育課程、人事に関する事項の審議・決定機関である。学部長会は、学長、副学長、各学部長、大学院委員長、研究開発推進機構長、教育開発推進機構長、教学担当理事、教務部長、学生部長、入学部長、就職部長、国際交流推進部長、図書館長及び事務局長によって構成され、学長を議長に毎月第 1 木曜日を定例として開催している。その審議事項は、①教学の基本方針に関する事項、②全学教授会の審議事項、③臨時全学教授会の開催に関する事項、④教員の人事に関する事項、⑤平常の教学運営に関する事項、⑥緊急の処理を要する事項、⑦その他学部間等の連絡調整に関する事項である。

ウ) 大学執行部会議

大学執行部会議は、学長の補佐体制の一環として平成 15 (2003) 年度に組織された、教育・研究に関する事項及び大学の運営に関する事項について企画・立案を担当する会議体である(資料 17)。大学執行部会議は、学長、副学長、教務部長、学生部長、入学部長、就職部長、国際交流推進部長、教育開発推進機構長及び事務局長で構成され、毎月第 1・第 3 木曜日を定例として開催されている。

大学執行部会議によって企画・立案された案件は、学部長会で審議され、必要に応じて学部教授会又は全学教授会に上程される。なお、大学執行部会議で検討される事項は、全学的な問題が中心であり、学部独自の問題については、各学部の執行部において検討される。

エ) 上記 ア) ~ウ) の関係

教授会、学部長会、大学執行部会議は、密接な連携をとっていると同時に、ある程度距離を置いた関係でもある。これは、機能的に役割を分担し、かつそれぞれの提案・審議事項についてチェックすることを狙ったのものである。現状は、全学に関する事項については、各委員会での検討→大学執行部会議における協議→学部長会での審議・決定→必要に応じて学部教授会又は全学教授会で審議・決定という流れとなっている。また、各学部独自の事項については、各学部の委員会での検討→学部長のもとに組織される各学部執行部における立案→学部教授会での審議・決定というプロセスとなっている

(2) 学部長の役割と権限

学部長の役割と権限については、学則第 5 条に「学部長は学長を補佐し、その学部を主管する」と規定されている。その規定に基づき学部教授会を招集し、議長となる他、学部を代表して学部長会の審議に加わっている。観光まちづくり学部の設置後には、観光まちづくり学部長も既存 5 学部の学部長と同様の権限と役割を有することになる。

学部長は、各学部教授会において、各学部所属の専任教授の中から選出される。選出は、各学部教授会の構成員である専任の教授、准教授、助教(専任講師含む)による選挙によって行われ、投票は単記無記名、有効投票数の 3 分の 2 以上の得票が必要となる。この際、3 分の 2 以上の得票を得た者がいない場合は、上位 2 名による再投票が行なわれる。なお、学部長の任期は、2 年であり再任を妨げないが、文学部のみ三選が規程により禁止されている。観光まちづくり学部長の選出についても、既存の方法を適用するが、最初の観光まちづくり学部長及び副学部長(任期:令和 4 年 4 月 1 日~令和 6 年 3 月 31 日)の選出に限り、学校法人國學院大學理事会において選出する。令和 6 年度以降の学部長及び副学部長の選出については、「観光まちづくり学部長選出に関する規程」(資料 18)による。

(3) 観光まちづくり学部の教学面の運営体制

國學院大學学則に規定されている教務部委員、学生部委員、就職部委員、入学部委員、国際交流推進部委員、自己点検・評価委員などの全学的な委員会の構成員として、観光ま

ちづくり学部専任教員が加わることになる。

観光まちづくり学部の教学面の企画・立案を行う組織として、「観光まちづくり学部執行部会」を置く。構成員は、学部長（議長となる）、副学部長、教務担当教員、学生生活担当教員、就職担当教員、入試担当教員とし、その他必要に応じて委員を追加できることとする。幹事はたまプラーザ事務課員とする。この執行部会が、観光まちづくり学部教授会に提出する議案の検討、各種委員会との連絡・調整を行い、学部運営の中核となる。

この他に、観光まちづくり学部には、「観光まちづくり学部教務委員会」「観光まちづくり学部SD/FD委員会」「観光まちづくり演習運営委員会」「観光まちづくり学部ブラッシュアップ委員会」を設置し、教学面の改善や問題点の検討と、教員の資質向上に継続的に取り組むことのできる体制を構築する。

12. 自己点検・評価

本学では、教育研究水準の向上と学則第1条に定める理念・目的の達成のために、自ら点検・評価を行うことを学則に規定している。この規定に基づき「國學院大學自己点検・評価規程」(資料19)を策定し、毎年度、自己点検・評価を実施するとともに、3年に1度『自己点検・評価報告書』を刊行している。また、刊行した報告書のPDF版を大学ホームページ(<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/efforts/p12>)に掲載し、広く社会に公開している。観光まちづくり学部開設後は、観光まちづくり学部もこの枠組みの中で点検・評価を行っていくことになる。

(1) 自己点検・評価の実施体制・組織

本学では、各学部、大学院、研究開発推進機構、教育開発推進機構、大学執行部構成委員会(教務部・学生部・入学部・就職部・国際交流推進部)、事務局を自己点検・評価の実施主体と定め、実施主体ごとに毎年度、点検・評価を実施している。大学全体の点検・評価は、各実施主体による点検・評価結果を踏まえ、自己点検・評価委員会が行い、その結果を学長に報告している。

平成30(2018)年度以前は、実施主体ごとに自己点検・評価実施委員会を組織するよう規定していた。しかし、平成27(2015)年度に受審した認証評価において、実施主体によっては規程に定める実施委員会以外の組織で点検・評価が行われていること、実施委員会と全学的な自己点検・評価委員会との連携が十全ではないこと等について指摘がなされた。この結果を踏まえて平成30(2018)年度に規程を改正し、各実施主体の点検・評価の実施方法は、各実施主体の長に委ね、本学における自己点検・評価の責任主体を自己点検・評価委員会に一本化する現体制を確立した。

自己点検・評価委員会は、学長が指名する担当副学長が委員長となる。このことで、自己点検・評価が学長のリーダーシップにより実施されることを明確化した。委員は、教員8人、事務局職員5人を、各実施主体の主要役職経験者や学内外における自己点検・評価業務の経験者から学長が指名する。なお、各実施主体の長は、自己点検・評価委員会の委員になることができないよう細則に定めており、このことで客観的な点検・評価を担保している。委員長及び委員の任期は2年であり、再任を妨げない。自己点検・評価委員会の主な任務は、先に述べた全学的な点検・評価の他、点検・評価実施計画の策定、各実施主体への助言と調整、そして3年ごとの報告書の作成である。

(2) 点検・評価項目と点検・評価の実施方法

本学の点検・評価は、認証評価機関である大学基準協会の点検・評価項目に基づき行われている。具体的には、以下のとおり規程に定めている。

- ①理念及び目的に関する事項
- ②内部質保証に関する事項
- ③教育研究組織に関する事項

- ④教育課程及び学修成果に関する事項
- ⑤学生の受け入れに関する事項
- ⑥教員及び教員組織に関する事項
- ⑦学生支援に関する事項
- ⑧教育研究等環境に関する事項
- ⑨社会との連携及び社会貢献に関する事項
- ⑩大学運営及び財務に関する事項

大学基準協会では、点検・評価のために項目ごとに「評価の視点」を提示しているが、必ずしも本学の実情に沿うものではないため、評価の視点を踏まえ「國學院チェックリスト」を独自に作成し、各実施主体、自己点検・評価委員会は同チェックリストに沿って点検・評価を実施している。

点検・評価作業は、所定の Microsoft Excel で作成した様式を用いて実施していたが、入力が煩雑であること、継続性に乏しいこと、項目の内容に拠らず年度末の点検・評価となりがちであることなどから、特に各実施主体において、所謂「評価疲れ」が生じていた。これを改善するために、平成 29(2017)年度に Web ベースの入力システムの開発に着手し、平成 30(2018)年度に試行、令和元(2019)年度から本格運用している。同システムでは、「國學院チェックリスト」ごとに「現状」と「課題」を入力することができるようになっている。各実施主体が入力した「現状」と「課題」に対して、自己点検・評価委員会は「長所」と「指摘事項」を入力する。この作業を経て、自己点検・評価委員会は、当該年度の全学的な点検・評価結果をとりまとめ、学長に報告する。学長は、課題に応じて「11. 管理・運営」で述べた各会議体で課題解決に向けた検討と取り組みに着手する。

同システムの導入により、各実施主体は、年間を通して適宜点検・評価を実施することが可能であり、自己点検・評価委員会による全学的な点検・評価にかかる労力も軽減されたと考えている。

(3) 國學院大學の教職員以外の者による検証

本学では、平成 20(2008)年度と平成 27(2015)年度に大学基準協会による認証評価を受審し、いずれも「大学基準に適合している」との評価を得ている(資料 20)。認証評価の結果は、大学ホームページで公開するとともに、最大限活用するよう努めている。たとえば、前述した「自己点検・評価規程」の改正は、平成 27(2015)年度の認証評価による指摘を踏まえたものである。認証評価の結果は、「11. 管理・運営」で述べた大学執行部会議及び学部長会で共有され、長所の伸長と指摘事項の改善・改革に取り組んでいる。

なお、平成 29(2017)年度に行った「自己点検・評価規程」の改正に係る検討では、外部評価の仕組みの構築も目指した。その検討を受けて、平成 30(2018)年度に「自己点検・評価に係る外部評価委員会規程」(資料 21)を策定した。

13. 情報の公表

本学では、在学生、保護者、卒業生、受験生、関係者に向けて、大学情報をホームページにて積極的に公表している。大学ホームページでは、基本情報を取りまとめ「情報公開」(<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information>)として公開し、閲覧者が知りたい情報にストレスなくアクセスできる環境の整備に努めている。

以下に、大学ホームページにて公開している情報について、URLを添えて記載する。

ア) 大学の教育研究上の目的に関すること

① 建学の精神

本学の建学の精神について、詳細な説明を行っている。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/introduction/p1>

② 有栖川宮幟仁親王「告諭」

本学の前身である皇典講究所の開巒式にあたり、有栖川宮幟仁親王が全教職員・生徒に対して述べられたお言葉であり、全文をもって本学の建学の精神としている。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/introduction/p2>

③ 学則

https://www.kokugakuin.ac.jp/about/introduction/p28?doing_wp_cron=1533954879.7266719341278076171875

④ 21世紀研究教育計画（第4次）大学版

法人全体で定めている5ヶ年の中期計画の大学部分である。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/efforts/p3>

⑤ 教育研究上の目的

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p1>

イ) 教育研究上の基本組織に関すること

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p2>

ウ) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

① 全教員一覧

本学専任教員を一覧で示している。任意の教員を選択することで、当該教員の保有学位、教育研究業績、社会的活動等を記載した詳細ページを表示できる。また、所属、研究分野等で検索することも可能である。

https://www.kokugakuin.ac.jp/accounts_list

② 教職員数

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p4>

<http://img.kokugakuin.ac.jp/assets/uploads/2019/07/292d1590f61852da624e8f138a5c9c54.pdf>（専任教員の年齢構成）

エ) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

①入学者に関する受入方針（アドミッション・ポリシー）

大学全体の人材育成の方針及び入学者受入方針を以下の URL にて公表している。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p5>

各学部学科・大学院の人材育成の目的及び入学者受入方針は、学部学科・大学院の詳細ページで公開している。

（参考：文学部 <https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/letters/about#policy>）

②入学定員と入学者数

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p6>

③収容定員と在学者数

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p7>

④卒業者数と就職の状況

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p8>

⑤退学・除籍者数

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p9>

オ) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

①シラバス

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/tuition/%E3%82%B7%E3%83%A9%E3%83%90%E3%82%B9>

②カリキュラム

学部学科の紹介ページでカリキュラムマップと履修モデルを提示している。

（参考：文学部日本文学科

<https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/letters/dojl/curriculum>）

カ) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

①卒業（修了）に必要な単位数

各学部学科の履修要綱のページに遷移するようにし、移動先で入学年度別、学部別の履修要綱を閲覧できるようにしている。大学院については、学則を PDF で掲載している。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p10>

（参考：文学部 <https://www.kokugakuin.ac.jp/student/tuition/p6>）

②取得できる学位

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p11>

③教育課程、教育の実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

大学全体の教育の実施に関する方針を以下の URL にて公表している。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p5>

各学部学科・大学院の教育の実施に関する方針は、学部学科・大学院の詳細ページで公開している。

（参考：文学部 <https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/letters/about#policy>）

④学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

大学全体の卒業認定・学位授与方針を以下の URL にて公表している。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p5>

各学部学科・大学院の卒業認定・学位授与方針は、学部学科・大学院の詳細ページで公開している。

（参考：文学部 <https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/letters/about#policy>）

キ) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

①アクセスマップ

<https://www.kokugakuin.ac.jp/access>

②渋谷キャンパス案内

https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/campus_shibuya

③たまプラーザキャンパス案内

https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/campus_tamapla

④その他の学修環境

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p12>

本学では、Web を利用した学修支援システム（K-SMAPY II）で学生生活をサポートしている。K-SMAPY II では、時間割作成や成績の参照、授業の教材のダウンロードといった学修支援機能と、企業・求人情報やOB・OGを検索できるキャリアサポート（就職支援）機能を提供している。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/lifesupport/p12>（利用ガイド）

⑤國學院大学の耐震化率について

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/taishinka>

⑥学食

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p13>

⑦國學院大學博物館

<http://museum.kokugakuin.ac.jp/>

⑧みちのきち

本学では、学生の読書を促すための取り組みとして、図書館以外に読書スペースを用意している。同スペースは『学生の「未知」が「既知」に変わる』をコンセプトとし、「みちのきち」と称している。

<http://michinokichi.kokugakuin.ac.jp/>

ク) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

①学部の学費

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/scholarship/p1>

②学部の奨学金：学内奨学金（給費）

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/scholarship/p2>

③学部の奨学金：日本学生支援機構奨学金

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/scholarship/p3>

④学部の奨学金：学外奨学金

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/scholarship/p4>

⑤大学院の学費・奨学金

<https://www.kokugakuin.ac.jp/admission/graduate/p2>

ケ) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

①修学相談

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/tuition/pl1>

②進路・就職支援

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/empsupport>

③資格課程・各種講座

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/tuition/p8>

④留学生受け入れ・派遣、国際交流の状況

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/pl4>

<https://www.kokugakuin.ac.jp/global> (国際交流の概要)

⑤保健室

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/lifesupport/p4>

⑥学生相談室

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/lifesupport/p3>

⑦障がい学生支援

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/lifesupport/p10>

<http://img.kokugakuin.ac.jp/assets/uploads/2019/03/0a5da66c92db846681396d6ba73a8e40.pdf> (障がい学生支援図)

⑧学寮

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/lifesupport/p8>

女子寮：<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/lifesupport/p8/p1>

男子寮：<https://www.gakuseikaikan.com/dp/kokugakuin/tama05.html>

⑨クラブ・サークルの状況

<https://www.kokugakuin.ac.jp/education/club/clubcircle>

コ) その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等)

本学では、「大学紹介」と「大学の取り組みについて」という2つの項目で、建学の精神や学則、個人情報保護の取り組み、ハラスメント防止の取り組み、自己点検・評価報告書、認証評価結果等を公開している。以下に主な項目のURLを記載する。

①学則

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/introduction/p28>

②危機管理規程

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/efforts/p15>

③公的資金運営・管理規程

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/efforts/p26>

④学生リアル調査（学生実態調査の結果公表）

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/efforts/p8>

⑤自己点検・評価（認証評価結果を含む）

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/efforts/p12>

<https://www.kokugakuin.ac.jp/news/10628>（認証評価）

サ）財務情報

①財務情報

<http://all-kokugakuin.jp/about/financial/>

②事業計画書・事業報告書

<http://all-kokugakuin.jp/about/business/>

14. 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み

以下には、まず本学全体の FD 活動の実施体制、方法等について簡潔に説明を加えた後、観光まちづくり学部開設後の取り組みについて述べることとする。

複数の分野に跨って教育研究を行う観光まちづくり学部にあつて、FD 活動は最重要の課題であることは言うまでもない。全学的取り組みと密接に連携しながら、観光まちづくり学部としては「観光まちづくり学部 SD/FD 推進委員会」を組織し、特色ある活動を推進していく予定である。

(1) 大学全体における取り組み状況

本学では、平成 21 (2009) 年度に教育力向上と教養教育に関する調査・研究に取り組むとともに、全学並びに各学部における人材育成の支援を行うことを目的として教育開発推進機構を設置した。全学的な FD 活動は、同機構を中心に推進されている。主な取り組みは、以下のとおりである。

ア) FD 推進助成事業

教育開発推進機構では、学部や教員グループ単位での自立的な「組織的職能開発」を推進するため、各学部等において自主的に計画された FD 関連事業に対する助成を、平成 24 (2012) 年度から継続して実施している。本事業は、各学部から申請のあった学部単位での FD 事業 (1 学部 1 件) に対して支援を行う「学部 FD 推進事業」と、学部・学科の枠を超えた専任教員によるグループ又は個人が計画する教育力向上の取り組みを支援するための「グループによる FD 推進事業」とに分かれ、それぞれ予算的支援を行っている。取り組みの結果は、報告会で発表されるとともに、その内容を『FD 推進助成事業 成果報告書』として取りまとめ、大学ホームページ上で一般公開している。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/iatl/edc/p1/p1>

イ) 学生による授業評価アンケート

「教育の質保証」維持の試みとして、前期・後期に各 1 回、学生の授業に対する「満足度」を把握するための授業アンケートを実施し、『分析報告書』を作成している。分析報告書は大学ホームページ上で一般公開している。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/iatl/edc/p1>

ウ) FD ワークショップ

教員の教育能力向上を支援するため、新任教員研修、及び全国私立大学 FD 連携フォーラムのコンテンツに基づくワークショップを年複数回実施している。ワークショップでは、本学の校史について学ぶほか、シラバスの執筆方法、適切な成績評価のあり方などをテーマとして、講師のレクチャーとグループワークを通じてスキルアップを図っている。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/iatl/edc/p1/11113-2>

上記の他、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、事務局職員に対して、以下のとおり、大学職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修を実施している。事務局職員の研修の所管は、総務部人事課である。

エ) 全員研修

毎年 8 月又は 9 月に実施し、原則として全専任職員が参加している。学長、教務部長、学生部長、就職部長、入学部長、国際交流推進部長から、それぞれの基本方針が説明される。令和元（2019）年度は、理事長、学長が交代した年度であったため、トップメッセージとして、理事長、学長からそれぞれ今後の方針が事務局職員に対して伝えられた。また、私立大学連盟等の外部研修参加者から、研修報告がなされる。

オ) 階層別研修

管理職（部長、次長、課長）、主務者（課長補佐、主任）、書記等（書記、書記補）の階層ごとに、各階層に合わせたテーマを定めて終日研修を実施するものである。このうち、書記等の階層別研修では、2～3 年に一度、本学厚生寮等を利用した宿泊を伴う研修を実施する場合もある。

カ) 部署別研修

学生の夏季休暇期間を利用して、事務局の各部署が、部署単位で独自にテーマを定めて終日研修を実施するものである。この他、任意研修として、必要に応じ各課単位での研修も可能である。部署単位の研修については、大学が研修費を一部補助している。

キ) 目的別研修

年度ごとにテーマを定め、任意参加の研修プログラムを複数用意し、資質・能力向上をサポートしている。令和元（2019）年度は、「グローバル化対応研修」「神道を学ぶ（体験研修）」「入学アドバイザー研修」を実施した。

ク) 他大学等の連携による研修

平成 29（2017）年度に本学を含めた渋谷にある 4 つの大学（青山学院大学、実践女子大学・短期大学部、聖心女子大学、國學院大學）で、連携協定を締結した。協定に基づく事業として、合同の研修を実施している。平成 30（2018）年度は管理職を対象とし、令和元（2019）年度は就職後 5 年目程度の若手職員を対象として実施した。

ケ) 外部研修への派遣

私立大学連盟が主催する各種研修に、毎年職員を派遣している。令和元（2019）年度は、アドミニストレーター研修、業務創造研修、キャリア・ディベロップメント研修、創発思考プログラム、ヒューマン・リソース・マネジメント研修、短期集中研修、PDCA サイクル研修に参加した。

コ) 個人研修の奨励

自発的な資質・能力の向上の取り組みを奨励する目的で、大学院修士課程進学者に対して入学金及び授業料を30～60%の範囲で大学が補助している。また、外部研修の参加についても、内容に応じて一部参加費を負担している。

(2) 観光まちづくり学部開設後の取り組み

教員の資質・能力の開発は、社会的要請であるばかりでなく、観光まちづくり学部の設置理念・目的を具現化するために、必要不可欠なものである。観光まちづくり学部では、全学的に実施されている各FD関連事業に積極的に構成員を参加させる他、以下のような学部独自の取り組みを行っていく。

ア) 「観光まちづくり学部SD/FD委員会」の設置

観光まちづくり学部における教員資質の維持向上のための組織として、学部長の下に「観光まちづくり学部SD/FD委員会」を設置する。本委員会が中心となって、授業の質の向上、資質・能力の維持向上に関わる方策の立案と実施に取り組んでいく。また、同委員会には、必要に応じて外部委員を加えることができることとし、各地域で観光まちづくりを実践している有識者を交えて議論を行い、その結果を授業に反映させていくことも考えている。

イ) 「学生による授業評価アンケート」の実施、分析と公表

全学的に実施している「授業・教育状況についてのアンケート」を分析し、アンケート結果とともに公表する。また、授業科目ごとの成績評価の割合についても、大学ホームページ等で公表する。授業評価の結果を整理・分析することにより、観光まちづくり学部における授業・教育上の問題点や課題の洗い出しが可能となるため、観光まちづくり学部での授業・教育のあり方を検討するための重要な基礎資料とする。

なお、授業評価アンケートの結果を分析し、特に優れていると評価された授業担当教員については、専任・兼任・兼任に拘わらず、学部の「ベストティーチング賞」として表彰する。また、受賞教員は学部教授会で授業における取り組みの事例をプレゼンテーションし、学部全体の授業の質向上に役立てる。

ウ) 学部教授会におけるプレゼンテーションの実施

観光まちづくり学部の教員組織は、様々な分野の研究者によって構成されている。また、教育課程は、複数の分野に跨り、それらが相互に連携することで、観光とまちづくりの両面に関する知識・技能を身につけた人材を養成するよう設計されている。そこで、毎月開催される学部教授会で15分程度の時間を割り、各教員が持ち回りで、自身の研究分野や現在の研究テーマ等についてプレゼンテーションを実施する。このことにより、専任教員間で他の教員の研究分野、研究テーマの理解が促進され、学部全体の授業の質が向上し、教育効果も高まると考えている。

エ)「観光まちづくり演習運営委員会」の設置

観光まちづくり学部教育課程の中核をなす「観光まちづくり演習」は、専任教員の多くが関わる授業科目である。各教員が自身の研究分野、フィールドに引き付けて課題発見、課題解決、計画・提案、プレゼンテーション等の能力を養成するが、学生が配属されたグループや担当教員によらず一定の学修の質を担保するため、授業の目的と共通して取り扱う事項については、全専任教員で共有しておかなければならない。そこで、「観光まちづくり演習運営委員会」を組織し、演習の具体的な運営方法（対象地域との協力体制の確認、現地調査の安全管理、危機管理体制の確認・改善、経済的支援も含む）について定期的に協議するとともに、教科書の作成・改訂、各教員の成績評価の分析や、学修効果の測定などを行う。運営委員会での協議結果や、分析結果については、学部教授会を通じて全専任教員で共有し、より良い演習の実現を目指す。

オ)「観光まちづくり学部ブラッシュアップ委員会」の設置

観光まちづくり学部における教育内容の質的向上のための組織として、学部教員、外部有識者（他大学観光系学部教員、地方自治体観光部局職員、DMO関係者）等からなる「観光まちづくり学部ブラッシュアップ委員会」を置く。本委員会の構成員に他大学観光系学部教員を加えることで、観光まちづくり学部における教育内容の適切性を第三者的な視点で検証し、併せて地方自治体観光部局職員やDMO関係者を委員として加えることにより、最新の地域課題の把握や課題解決に向けた地域との連携、地域課題の学部教育への応用を図る。

本委員会の設置により、観光まちづくり学部設置の理念として示した「観光や交流を通じた持続可能な地域の形成及び振興に関する学問的な基盤を構築し、豊かな教養と学識を持ち、地域社会の再生、活性化及びまちづくりに貢献できる人材の養成」を実現すべく、不断の検証が可能になる。本委員会は、定期的を開催し、最新の情報収集と情報提供、改善策の早期立案を実現し、観光まちづくり学部における教育の質的向上に恒常的に取り組んでいける体制とする。

15. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 教育課程内の取り組みについて

観光まちづくり学部では、専門教育の中核的な科目として「観光まちづくり演習Ⅱ、Ⅲ」を2年次から3年次に必修として配置する。同科目は、観光まちづくり学部を設置するたまプラーザキャンパスを中心に横浜市、鎌倉市、渋谷区、台東区などの各地域を対象として、地域の特性と課題の把握・分析から解決につながる観光まちづくりの構想・提案までをグループワークを取り入れた演習形式で実施する。演習では、実際に観光まちづくりを実践している現場を見学、視察する機会を設け、観光まちづくりにおける職業、職場の実態と可能性に触れる。

また、1年次と2年次に選択必修科目として配置する「基礎ゼミナールA、B」においても、担当する専任教員がそれぞれの関わりの深い地域に学生を帯同し、観光まちづくりを実践している現場を見学する機会を設ける。

3年次には、通年の選択科目として「観光まちづくりインターンシップ」を配置する。この科目では、地域で観光まちづくりや観光分野を担い、支える地方自治体、観光協会、DMO等の組織での就業体験を行う。この科目を通して、大学卒業後の進路や地域での観光まちづくりへの取り組み方についてビジョンを明確化することができる。また、同科目の事前学修では、自己分析や社会人としてのマナーを身につけることができる。

学生は、これらの演習科目を通して、自らの適性を探り、また職業観や勤労観を養うことで、将来的な進路選択に必要な知識と情報を獲得する。また、観光まちづくり学部における学びが実際の職業とどのように結びついていくのかを考えていく機会にもなる。

(2) 教育課程外の取り組みについて

教育課程外では、全学的なキャリア支援を担っているキャリアサポート課と観光まちづくり学部が設置されるたまプラーザキャンパスのたまプラーザ事務課との連携によって社会的・職業的自立を促すための取り組みを行っていく。キャリアサポート課では、4年生を対象とした就活支援の他、1年次から以下に例示する企画を用意し、4年間を通じたキャリア支援を行っている。

対象学年	講座・企画名称	内容
1～3年	業界セミナー	各業界の優良企業が参加し、採用担当者から業界及び当該企業の説明を受ける。
1～3年	Uターン(地方)就職ガイダンス	地元へのUターンや、Iターン就職を行う場合の留意点や情報収集方法などについての知識を身につける。
1～3年	内定者アドバイス会	各業界の優良企業や官公庁の内定を獲得した4年生によるアドバイス会。職業選択のポイントや選考の対策などを学生の視点で伝える。

1～3年	OB・OG アドバイス会	本学を卒業し、各業界で活躍する先輩を招き、各業界の状況や職業選択のポイント、就職活動に関するアドバイスを受ける。
1～3年	公務員ガイダンス	公務員試験を受けるにあたって知っておくべきポイントの解説や今後の支援企画の紹介を行う。
1～3年	公務員業務説明会	各省庁・団体の採用担当者による業務の説明会。
2～3年	公務員重点項目解説講座	公務員試験の対策をする際のポイント解説や効果的な学修計画の立て方などをアドバイスする。
3年	学内公務員採用説明会	官公庁・自治体の採用担当者を招き、採用担当者から直に説明を聞くことのできるイベント。

さらに、入学段階から将来の職業として国家公務員総合職を目指している学生のために、対策講座として「K-PLAS」という独自プログラム（資料 22）を平成 30（2018）年度からスタートさせている。同プログラムは、1年次の4月からスタートし、1年次10月に「宅地建物取引士」、2年次11月に「行政書士」の資格取得をマイルストーンとすることで、最終的な国家公務員試験突破までモチベーションを維持するものである。観光まちづくり学部においては、卒業後の具体的進路として、「公共政策を通して、観光まちづくりに寄与する人材」などを挙げているため、観光まちづくり学部の学生に対しても積極的に受講を勧めていく。

この他、一般企業や官公庁におけるインターンシップを希望する学生に対して、キャリアサポート課が受け入れ企業の紹介や事前指導などのサポートを行っている。観光まちづくり学部の学生は、正課の「観光まちづくりインターンシップ」と課外のインターンシップを適宜利用し、自身のキャリアを形成していくことが可能である。

（3）社会的・職業的自立に関する指導を行うための体制

本学では、学生の社会的・職業的自立に関する指導を含めたキャリア支援のための組織として就職部を置いている。就職部は、学長が指名する部長と、各学部から選出される委員並びに事務局職員で構成される。就職部では就職及びキャリア形成支援に関する基本方針を作成し、中長期的に学生の就職とキャリア形成を支援している。また、就職部長は、大学執行部の一員でもあるため、大学執行部会議、学部長会といった教学の意思決定に参画することで正課と課外を架橋し、入学から卒業まで一貫したキャリア支援を実現する。観光まちづくり学部設置に際しては、観光まちづくり学部からも委員を選出し、就職部の構成員とする。

就職部を中心に策定された基本方針に基づく、全学的な就職・キャリア支援のプログラムは、キャリアサポート課が企画する。各プログラムの実施にあたっては、渋谷キャンパスにあつてはキャリアサポート課が、たまプラーザキャンパスではたまプラーザ事務課が中心となる。課外の講座については、学生は通学キャンパスによらず参加することが可能なため、一部プログラムについては、キャリアサポート課とたまプラーザ事務課の連携のもとで運営されている。観光まちづくり学部が設置されることで、たまプラーザキャン

スの学生数が増加するため、開設後は、たまプラーザ事務課を増員し、充実した就職・キャリア支援が実施できる体制を整える。

また、「5.（1）オ） P.27」で述べた本学独自の学修支援システムである K-SMAPY II には、就職支援機能も実装しており、教職員は各機能を活用して学生支援にあたることが可能である。以下が主な就職支援機能である。

ア）OB・OG検索

学生は、卒業生や当該年度の内定者を検索することができる。OB・OG訪問や就職活動を終えた4年生へのインタビューに活用されている。

イ）進路希望登録

学生は、自分の希望進路を登録することにより、登録された進路希望に応じて、キャリアサポート課からタイムリーな情報提供を受けることができる。

ウ）セミナー申し込み、面談予約

学生は、キャリアサポート課が主催するセミナー・講座一覧を参照し、希望するセミナーに本システムによって申し込みを行うことができる。また、就職に関する個人面談の予約を行うことが可能である。

以 上